行政書士かながわ

2024.1/2 JANUARY・FEBRUARY VOL.284

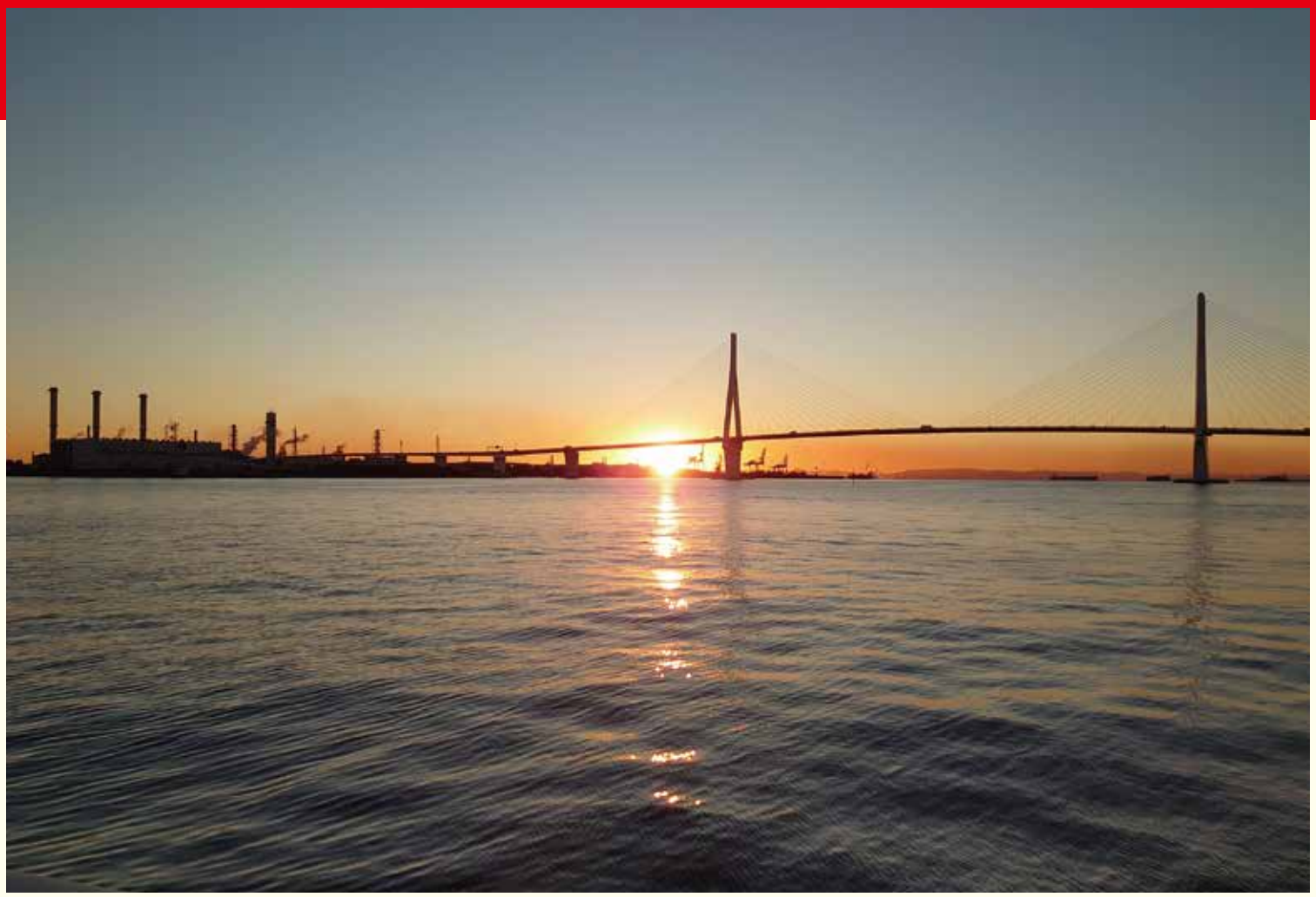

FMヨコハマ「にゃんとも頼れる!行政書士」
2月15日、22日 11:20頃〜(毎月第3・第4木曜日)

twitter Follow me @KanagawaKouhou
Facebook 神奈川県行政書士会

©Kanagawa Prefectural Tourist Association

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会

Publisher's Voice

行政書士かながわ 発行人 田後隆二

令和６年、我々行政書士にとって最大の課題は、デジタル社会の荒波に活路を見出すための行政書士法改正の実現です。この機を逃すと、また５年待つことになり、急速に進むデジタル化への対応が手遅れになりかねません。

新たな業務分野に踏み込もうと法改正を要望して行くと、これまでの実績を示せと言われたことがあります。あたかも自動車運転免許を取得するのに、無免許運転の実績を問われているようで、おかしな話しだとも思いますが、それが実情です。

すなわち、デジタル社会において行政書士のさらなる活用を求めるには、すでに一定の役割を果たしていることが前提となります。法改正だからと言って、日行連・日政連の役員に任せておけば良いというものではありません。会員一人一人が日々の業務に精励し、オンライン申請等の実績を重ね、システムの改修案を利用者目線で提案していきましょう。ここが正念場です。

神奈川県行政書士会会長　田後隆二

目次 Contents

新年のご挨拶 …… 1
本会だより …… 6
各部情報掲示板 …… 10
研修会･講演会のご案内 …… 34
支部だより …… 43
政連だより …… 64
かなさぽ便り …… 70
会員のひろば …… 72
新入会員紹介 …… 77
事務局だより …… 81

知事新年あいさつ

神奈川県知事　黒 岩 祐 治

新年あけましておめでとうございます。

コロナ禍の影響を脱した今、私たちの日常生活や社会経済活動は以前の活気をほぼ取り戻しました。県内の観光地にも大勢の観光客が訪れ、賑わいを見せています。

新型コロナとの闘いは本当に長く辛い日々でしたが、この危機を乗り越えることができたのは、県民、事業者の皆様のご理解とご協力があり、そして、医療関係者の皆様の献身的なご尽力があってのことでした。改めて感謝を申し上げます。

コロナ禍は私たちの生活に様々な変化をもたらしました。デジタル化の浸透もその一つではないでしょうか。コロナ禍では、多くの皆さんが先の見えない不安を抱えていたと思いますが、県では、こうした不安を少しでも解消できるよう、デジタルの力を活用し一人ひとりに寄り添った対応を行ってきました。「新型コロナ対策パーソナルサポート」で、感染症の最新情報や感染の拡大状況など県民の皆様が知りたい情報をきめ細かく発信したほか、自動音声で健康観察を行うＡＩコールを導入し、自宅で療養している方々のフォローアップをすることもできました。

そして今、世界はまさにデジタル革命の真っ只中にあります。生成ＡＩに代表されるように人工知能の進化は目覚ましく、人間の頭脳を超える日も遠くないと言う識者もいます。また、その活用には様々なリスクも指摘されていますが、私たちが目指しているのは、県民の皆様の目線に立ち、一人ひとりの不安に寄り添い、安心して暮らせる社会を作り上げていくことです。

コロナ禍で培った経験を活かしながら、医療や福祉、防災、地域交通など様々な分野でデジタルの活用を進め、「県民目線のデジタル行政でやさしい社会」の実現を目指してまいります。

県民の皆様にとりまして、新しい１年が良い年になりますことを心から祈念いたします。

令和６年の年頭にあたって

横浜市長　山中竹春

あけましておめでとうございます。皆様が新たな年を迎えられましたことを、心よりお喜び申し上げます。

全ては市民の皆様のために。市民の皆様の「声」を大切にすることを第一に、中学３年生までの小児医療費無償化や、中学校での全員給食開始に向けた取組の推進など、「子育てしたいまち」の実現に向け、施策を前進させてきました。

令和６年は、市民の皆様の心豊かな生活の実現、横浜の持続的な成長・発展に向けて、更に歩みを進めてまいります。

日々時間に追われる子育て世代の皆様の「ゆとり」を創出し、「子育てしたいまち」を更に実感していただけるよう取り組むとともに、子育て世代を呼び込み、横浜の持続的な活力向上につなげていきます。また、医療・福祉の充実や災害対策、インクルーシブなまちづくりを進め、社会経済情勢に対応した支援もしっかりと進めます。

国内外の人を惹きつけるまちづくりにも弾みをつけます。世界屈指の水際線の魅力を一層磨き上げ、道路や公園などの公共空間を一層活用し、横浜ならではの魅力を高める新たな仕掛けを打ち出していきます。

そして、行政手続きのオンライン化をはじめ、市民・事業者の皆様に大きなメリットを実感していただけるよう、ＤＸの取組を一層推進していきます。

今や気候変動は差し迫った危機となり、私たちの生活や社会経済にも多大なる影響を及ぼしています。横浜のかけがえのない環境を将来世代に引き継いでいくために、市民の皆様お一人おひとりの環境に配慮したライフスタイルや、企業価値を高める脱炭素経営への転換をしっかりと後押しし、市民・事業者の皆様と一体となって、「脱炭素化」を強力に推進していきます。

２０２７年には、環境をテーマとした「ＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯ　２０２７」を開催します。この「横浜グリーン博」の成功とその先の脱炭素社会の実現に向けて、市民・事業者の皆様の御理解と共感を深める取組を加速させます。

誰もが「住みたい、住み続けたい」と思えるまち。その実現のために、全力を尽くしてまいります。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

２０２４年　市長年頭あいさつ

川崎市長　福田紀彦

新年、あけましておめでとうございます。

皆様にとりまして、今年一年が明るい話題にあふれた良い年になりますようお祈りいたします。

昨年を振り返りますと、社会経済活動の正常化に伴い、様々な催しが数年ぶりに実施され、人とふれあうことの喜びを改めて実感した一年でした。一方で、世界情勢の激変による物価高騰が続いたため、市民や事業者の皆様への支援に取り組んでまいりました。

今年は、市制１００周年という歴史的な節目を迎えます。これまでの歴史を振り返り、本市の発展に貢献いただいた先人の努力や功績に感謝をするとともに、この機会を新しい川崎を生み出していくためのスタートラインと捉え、全国都市緑化かわさきフェアをはじめとして、皆様との協働・共創により、市内各地で「多様で多彩なアクション」を生み出し、次の１００年に向けた取組につなげてまいります。

比較的平均年齢が若い都市である本市でも、少子高齢化は喫緊の課題となっており、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、安心して子育てができるよう、多子世帯のきょうだいが同一園に入所できる機会や、保育料の減免を拡充するなど、「安心のふるさとづくり」に取り組んでまいります。

こうした取組を支える「力強い産業都市づくり」として、世界最先端の研究開発機関や企業が集積する臨海部では、大規模土地利用転換により、水素を軸としたカーボンニュートラルエネルギーの拠点形成に向け、取組を加速してまいります。

また、エネルギーの地産地消や市域への再生可能エネルギーの普及拡大に向け、「川崎未来エナジー株式会社」が事業を開始いたします。市民の皆様と一緒に、オール川崎で脱炭素社会の実現に向け挑戦してまいります。

昨年完成した本庁舎は、最新の免震構造を採用するなど高い耐震性能と業務継続性を確保しており、こうした機能を活用しながら防災対策をさらに進めてまいります。

複雑化・多様化する課題を、地域の実情を踏まえ迅速に解決していくためには、指定都市制度を改革し、大都市の権限や財源を拡充する必要がありますので、「特別市制度」の法制化に向けて取り組んでまいります。

引き続き、「成長」と「成熟」の調和する「最幸のまち　かわさき」の実現に向けて取り組んでまいりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

新年のご挨拶

相模原市長　本村賢太郎

神奈川県行政書士会の皆様におかれましては、喜びに満ちた新年をお迎えのことと存じます。

貴会におかれましては、各区役所市民相談室における行政書士相談の実施や、街頭での無料相談会の開催など、日頃から市民と行政機関とを繋ぐ懸け橋として、市民の権利・利益の擁護や円滑な行政手続きにご尽力をいただいておりますことに、深く敬意を表しますとともに厚くお礼を申し上げます。

昨年は、３年余りに渡ったコロナ禍を乗り越え、多くの方々のご努力によって希望を取り戻した一年でした。中止や縮小せざるを得なかったイベントが再開され、「新しい日常」のもと、多くの皆様の笑顔に接することができ、まちに賑わいが戻ってきたことを実感いたしました。この場をお借りし、市民の皆様の積極的なワクチン接種など感染対策への日々の御努力と、医療従事者をはじめとする暮らしを最前線で支える方々の御尽力に、改めて深くお礼を申し上げます。

こうした中、本市では「誰一人取り残さない」というＳＤＧｓの理念に基づき、子どもの公共施設使用料等の無料化をはじめ、公園等の原則禁煙化や移動手段の確保策としてグリーンスローモビリティの実証運行を行うなど、幅広い世代に寄り添った事業を進めてまいりました。引き続き、「子育て」「教育」「まちづくり」に重点を置き、小児医療費助成制度の対象年齢を高校生世代まで拡充するほか、駅周辺において休日に理由を問わず未就学児を預けることができる休日一時保育事業の開始に向けた取組や中学校給食の全員喫食に向けた取組など、「子育てするなら相模原」「教育を受けるなら相模原」と言っていただける施策を進めてまいります。そして、市民が誇りを持ち、誰もが暮らしやすいまちとなるよう、リニア中央新幹線新駅が設置される橋本駅周辺をはじめとして、相模原駅周辺、麻溝台・新磯野地区等のまちづくりを着実に推進してまいります。

本年は、市制施行７０周年の節目の年となります。記念すべき年を迎えられたことを大変嬉しく思うとともに、先人のたゆみない努力のおかげで今の相模原市があることに心から感謝いたします。次代に希望のタスキを繋いでいくためにも、本市の将来の発展に向けて決意を新たに歩みを進めてまいる所存です。

引き続き、市政に対する御理解、御協力をお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとりまして、実り多く、素晴らしい一年となりますことをお祈り申し上げます。

行政手続のオンライン化・デジタル化が進む中で

神奈川県行政書士会
会長　田後隆二

年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員各位におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。日頃より、本会の事業運営にご理解・ご協力を賜り、また行政書士制度の発展にご尽力いただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

さて、昨年９月１日、デジタル庁と日本行政書士会連合会は、「誰一人取り残されないデジタル社会」実現のために必要な事業の企画及び実施に関し、相互に協力して推進するため、連携協定を締結しました。私が行政書士登録した２０００年当時も、すでに電子政府・電子自治体という言葉がよく使われており、先輩たちが戦々恐々としていたことを思い出します。あれから２０年以上が経過した昨今、やっと行政手続のオンライン化・デジタル化が本格的に進みつつあり、２０２５年末までに国の行政手続の９７％超をオンライン化・デジタル化する方針とのことです。

デジタル庁が行政手続のオンライン化・デジタル化について、司令塔の役割を果たすとしても、実際のシステム開発は各府省庁に委ねられています。我々行政書士にとっても、オンライン申請システム等の利用により、利便性は格段に向上していると実感していますが、中には利用者の視点が著しく欠けているシステムもできあがってしまっています。システム設計段階から各種行政手続に専門家として関与してきた行政書士の幅広い知見が活用され、より良いシステムが完成することを願ってやみません。

一方、行政手続のオンライン化・デジタル化が進めば、行政書士は不要となるのではないかと考える向きもあるようです。そもそも行政手続のオンライン化・デジタル化は、①個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する（デジタルファースト）、②一度提出した情報は、二度提出することを不要とする（ワンスオンリー）及び③民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する（コネクテッド・ワンストップ）ことを目標としているはずです。これら目標が実現した場合、確かに行政への申請・届出等の手間は大幅に削減できると思いますが、根拠となっている法令等や行政指導に関する知識・理解が不十分なままに複雑な行政手続が完結できるとは考えられません。

行政書士は、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現に向け、情報通信技術に精通することは大前提ですが、さらに行政手続に関する各種法令・制度等の知識を常にブラッシュアップして、国民の権利利益の実現に資する専門家として活躍の場を広げていくことは十分可能だと思います。

今年は辰年。デジタル社会における行政書士の社会的評価をなお一層高められるよう、昇り龍の如く飛躍の年としましょう。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

理事会報告

日　　時　令和５年１０月２４日（火）１５時３０分～１６時３０分
場　　所　本会大会議室
出席者数：３１名（理事会構成員定数３４名）
出 席 者
　会　長：田後隆二
　副会長：小出秀人、神本千石、平野公平、向川潔、田中誠、本間潤子、大和めぐみ
　理　事：岡本祐樹、石田知行、井川恭弘、齋藤雄一、小川恵一、蒲谷渉、大神和己、
　　大道栄徳、清水泰輔、我妻敦、下川原孝司、鈴木恵枝、笠間由美子、髙橋秀治、
　　三浦健治、川越勝、荒井真澄、沓掛由恵、清水俊之、濵岡大介、田中徹、
　　小関康一、谷川純一（常務理事）
　オブザーバー：青木弘子監事、飯田弘樹政治連盟幹事長、清水政道支部長会幹事
　事 務 局：（兼）谷川純一事務局長、加藤岡政彦次長
　欠 席 者：村上敬隆理事、廣瀬聖理事、荒木克成理事、杉本剛昭監事

報　告　事　項

（１）会員の状況について
（２）行政書士試験の対応について
（３）行政書士フェスタの対応について
（４）中間監査について
（５）支部長会（１０／１２）の報告について
（６）日行連関東地方協議会会長会（１０／１９）の報告について
（７）令和６年新年賀詞交歓会について
（８）年間スケジュール（案）について
（９）各部・各委員会・ＷＧ等活動報告について
（１０）令和５年度事務局職員人事評価の実施について
（１１）会員の処分について

理事会報告

日　　時　令和５年１１月２４日（金）１５時３０分～１６時５０分
場　　所　本会大会議室
出席者数：３０名（理事会構成員定数３４名）
出 席 者
　会　長：田後隆二
　副会長：小出秀人、神本千石、平野公平、向川潔、田中誠、本間潤子
　理　事：岡本祐樹、石田知行、井川恭弘、齋藤雄一、小川恵一、蒲谷渉、大神和己、
　　大道栄徳、清水泰輔、我妻敦、下川原孝司、廣瀬聖、鈴木恵枝、笠間由美子、
　　髙橋秀治、荒木克成、三浦健治、川越勝、沓掛由恵、清水俊之、濵岡大介、
　　小関康一、谷川純一（常務理事）
　オブザーバー：青木弘子監事、杉本剛昭監事、飯田弘樹政治連盟幹事長、
　　後藤国博支部長会幹事
　事 務 局：（兼）谷川純一事務局長、加藤岡政彦次長
　欠 席 者：大和めぐみ副会長、村上敬隆理事、荒井真澄理事、田中徹理事

協　議　事　項

（１）会員の処分について

報　告　事　項

（１）会員の状況について
（２）行政書士試験の対応について
（３）令和６年新年賀詞交歓会について
（４）日行連理事会（１１／１５～１６）の報告について
（５）日行連と関東地方協議会との連絡会（１１／２０～２１）の報告について
（６）年間スケジュール（案）について
（７）各部・各委員会・ＷＧ等活動報告について

神奈川県薬剤師会と紹介業務に関する協定締結

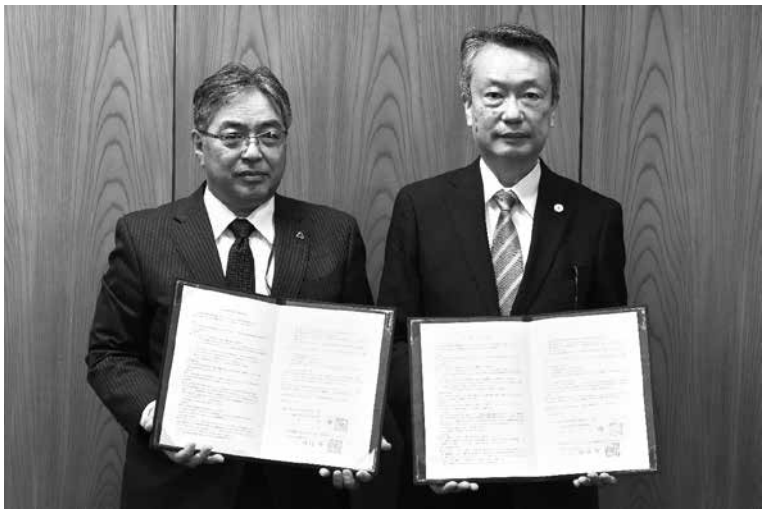

左：小川護神奈川県薬剤師会会長　　右：田後隆二当会会長

この度、令和５年１２月１１日（月）１４時に、神奈川県薬剤師会会長室において、神奈川県薬剤師会と当会との間で、「紹介業務に関する協定書」を締結いたしました。

当会としましては、以前より薬剤師会との連携に向けて積極的に活動しておりましたが、その後コロナ禍になり、互いに打合せができない状態が続いておりました。

今般、改めて双方の意思確認を行い、協定締結となりましたことは、誠に喜ばしいことであり、締結に向けてご尽力いただきました関係者の皆様に、深くお礼申し上げます。

薬剤師会としては、薬局開設許可等の手続を専門家である行政書士に依頼することに十分な信頼を寄せており、今後様々なシーンにおいて、薬剤師会から業務依頼をいただき、行政書士の知名度アップ・社会的地位の向上につながっていくことを期待しております。

また、当会としても、薬剤師会との協調により、薬剤師と行政書士とのより一層の関係強化が図られ、相互連携による業務拡大を目指していく所存です。

「日本行政書士連合会と関東地方協議会との連絡会」出席報告

令和５年１１月２０日（月）、２１日（火）の両日に「日本行政書士会連合会（日行連）と関東地方協議会（関地協）との連絡会」が、さいたま市で開催されました。

関地協は、東京、神奈川、千葉、茨城、栃木、埼玉、群馬、長野、山梨、静岡及び新潟の１都１０県の行政書士会で構成される協議会で、年に１回、日行連との情報交換や意見交換により行政書士制度の更なる発展、充実に向けた意思疎通を図るための連絡会を開催しています。

神奈川会からは会長、副会長のほか各分科会に関係する部長が出席し、また、日行連からは常住豊会長と竹田勲副会長が両日とも出席されました。

初日は会場であるソニックシティホール国際会議室において開会式が行われました。関地協の副会長である長野会の和田英幸会長による開会の辞、当番会である埼玉会の関口隆夫会長による挨拶、来賓挨拶として砂川裕紀埼玉県副知事、常住日行連会長の挨拶、各単位会会長の紹介が行われました。

その後、隣接するソニックシティビルに場所を移し、会長会、各分科会において意見交換会が行われました。

会長会、分科会後の懇親会では、各単位会の担当者と和やかに懇親を深めることができました。

２日目はパレスホテル大宮にて全体会が行われました。前日に行われました各分科会からの報告の後、常住日行連会長から日行連の当面の諸課題及び事業の説明がありました。本年度の事業計画の推進状況として、デジタル庁との連携協定の締結、行政書士法改正に係る検討の進捗、行政書士制度に関する研究会における検討経過、一般倫理研修の受講状況、マイナンバーカードの申請サポート事業等について説明がなされました。

続いて、関地協の単位会からあらかじめ受けていた意見・要望に対し、回答がなされました。当会からは、監察読本の改定について要望しておりましたが、次年度に予算編成を行い対応するとの回答をいただきました。

最後に、来年度当番会の群馬会古田島俊憲会長よりご挨拶をいただき、２日間の連絡会は終了いたしました。様々な意見・要望が出され、各事業の課題点も改めて確認することができ、大変有意義な連絡会となりました。

▶▶▶ 総務部

紅ずわい蟹のボイルや、ほぐし身を使ったパスタ、バラ寿司、シュウマイ、クリームコロッケに加え
牛肉&豚肉・お刺身もお腹いっぱい楽しめる食べ放題プランです。さらにアルコール・ソフトドリンク飲み放題付!
バイキング会場にて、冬の贅沢な食べ放題&飲み放題プランをぜひご堪能ください。

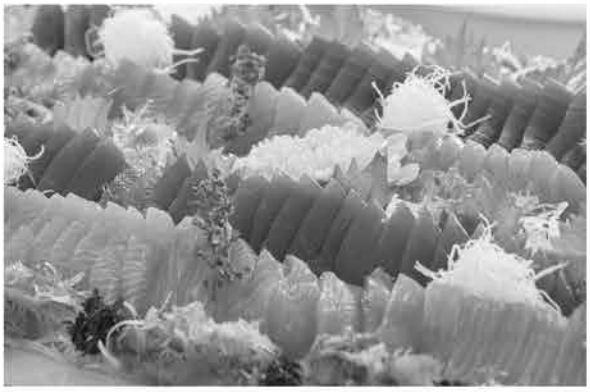

しゃぶしゃぶの具材にはきのこ類や白菜、長ネギなどの新鮮な野菜類を多く取り揃えております。地元グルメ「山賊焼き」や「地場根菜の旨煮」に加え、手羽先やお刺身、ビーフシチュー、ポテトフライなど、種類豊富なメニューをご用意しております。デザートにはフルーツポンチやアイスクリーム各種、ミニロールケーキなど様々なメニューをご用意しておりますのでお子様から大人まで、世代を問わずご満足いただけること間違いなし!

バイキング・食べ放題のご利用時間は90分となります。メニュー内容は仕入れ状況などにより変更となる場合がございます。また、規定のご予約数に達しない場合、コース料理に変更させていただく場合がございます。ご提供出来ない場合、事前にご連絡をさせていただきます。予めご了承くださいませ。

ご予約お問い合せは セラヴィリゾート泉郷 予約センター TEL.050-5846-1234 10:00~18:00(月~土曜日) ※日曜・祝日・12月29日~1月3日休業

ご予約の際は「神奈川県行政書士会」とお伝えください。

インターネットでのご予約は 泉郷法人会員 検索 http://hoyojo.izumigo.co.jp/ 初回のみ登録が必要となります。 企業ID／kana-gyosei パスワード／kana-gyosei01

※画像はイメージです。※掲載の内容は2023年12月現在の内容です。変更になる場合がございますので予めご了承ください。

HP

神奈川県行政書士会ボウリング大会開催のご案内

企画　総務部

数年ぶりにボウリング大会を開催いたします！日々の業務に追われ、「最近体を動かしていないなぁ」という皆さま、たまにはスポーツをしてリフレッシュしませんか？

日頃からボウリングを楽しまれている方も、もう何年もボウリングをしたことがない方も、一緒に楽しみましょう！

ピンを倒す熱意さえあれば、どなたでもご参加いただけます。ボウリングで汗を流した後は、懇親会もご用意しております。

日頃のちょっとした息抜きに皆さまのご参加をお待ちしております。

日　時：令和６年３月１日（金）
　　１８時ボウリング大会開始
　　（受付：１７時４０分開始）
大会終了後、懇親会がございます。
場　所：ラウンドワン　横浜駅西口店
　　横浜市西区南幸２－８－１６
電　話：０４５－４１２－０８８０
費　用：３，０００円（懇親会費含む）
　　当日受付にてお支払いください。
定　員：４０名先着順受付
申込み方法：本会ホームページの研修参加申込フォームまたはＦＡＸによりお申込みください。

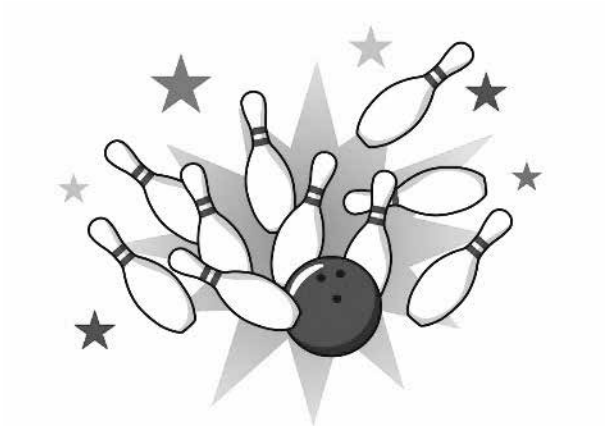

横浜駅西口よりから徒歩約３分
ビブレの南側です

【　ボウリング大会参加申込書　】

ボウリング大会に参加します

令和　　年　　月　　日

申込番号：　総２３－０８　　会員番号（４ケタ）：＿＿＿＿＿＿＿＿

支部名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿支部　　氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

神奈川県行政書士会事務局　ＦＡＸ　０４５－６６４－５０２７
電話代無料のネット申込をご利用ください。

▶▶▶ 企画部

関東学院大学　社会連携センター主催「２０２３年度秋学期公開講座」への講師派遣

２０２３年１０月２８日（土）午後、関東学院大学横浜・関内キャンパスにおいて、２０２３年度秋学期公開講座「ご先祖さまの引っ越し『墓じまい』」が開催され、講師として当会企画部長小川恵一先生が派遣されました。同年５月の横浜・八景キャンパスにおける「『天国から大切なあなたへ』遺言書の書き方入門」が好評を博し、同大社会連携センターから継続して講師派遣の要請があったものです。

会場は、同年４月に新たに開校したＪＲ関内駅前にある高層ビルのキャンパス内で、１６名の方が聴講されました。ほとんどの方が各種公開講座のリピーターのようで、中には通常の講座を休み、当講座を聞きに来られた方もおられるようでした。

講演内容は、墓じまい（改葬）の具体的な実務手続きに関することでした。高齢化社会の中で「墓じまい」を希望される方が増え、世間一般での関心が高いテーマではありますが、いざとなるとどうしたらよいかがわからず、なかなか手のつけにくいものです。引っ越し納骨先の選定、新旧双方の墓地に関わる手続き等をプロセスに従って詳細に説明され、見当がつきにくい費用のほか、骨壺の取り扱いなどのリアルな話もあったりと、講師の実務経験に基づくなかなか普段では聞けない話が盛り込まれていました。講演後の質問は、具体的な内容で、真剣に墓じまいを検討されておられる参加者の関心の高さがうかがえました。

今後もこのような実績を地道に積み重ねていくことで、幅広い社会連携を志向する関東学院大学との関係を強め、ニーズに沿った社会貢献、行政書士としての社会的認知度向上、業容拡大につなげていきたいと考えています。

＜講演内容＞

１．講演名

関東学院大学　社会連携センター主催

２０２３秋学期　公開講座

ご先祖さまの引っ越し「墓じまい」

（「墓じまい」改葬の手続きについて）

２．日時：２０２３年１０月２８日（土）

１４時～１５時３０分

３．会場：関東学院大学

横浜・関内キャンパス

４．講師：神奈川県行政書士会企画部長

小川恵一（関東学院大学ＯＢ）

（企画部　荒井真澄）

不動産鑑定士協会との懇談会　開催報告

１．日　時：令和５年１１月１日（水曜日）　１５時００分～１７時００分
２．場　所：神奈川県行政書士会　会議室
３．参加者：神奈川県不動産鑑定士協会（以下１０名参加）
松原壮太郎先生、田中伸佳先生、田中恵利子先生、柳田さをり先生、鈴木泰三先生、佐藤三千代先生、野入健一先生、冨樫絵美先生、志村純一先生、佐竹良輔先生
神奈川県行政書士会１０名参加　大和副会長、田中副会長、企画部員８名

（１）　目的
他士業との連携を図る中で、お互いの業務内容を理解し、前向きに協同を検討することを目的として実施した。参加者全員の自己紹介では、登録年数や業務内容、プライベートでの趣味等を発表し、意外な一面も垣間見ることができ、穏やかな雰囲気の中スタートした。

（２）　業務内容及び会の取り組み
不動産鑑定士協会の業務内容及び会が取り組んでいる事業等のご紹介では会長の「新しいことをやっていこう！」というスタンスで取り組んでおられ、会員数２２０名、男女比率は、男性９２％、女性８％、年齢については、５０歳以上の会員が７５％を占め高齢化が進んでいるとのこと。
業務内容は、公共用地の適正価格や裁判上の証拠・証明となる評価等の公的評価、売買や相続等資産価値の評価を行う民間評価があり、業務としては公的評価の割合が多く、横浜市及び県下全域の方々を対象に不動産に関する悩みに応える相談所も開設されている。

（３）　質疑応答
公的評価業務の入手方法、試験以外で不動産鑑定士になる方法の有無、報酬について、ＣＭの反響等が挙がった。

４．まとめ
双方の業務内容を紹介し合い、今後どのような関わり方ができるか模索する上で、貴重な機会となった。

（企画部　米村婦司子）

令和５年度　企画部主催研修会　開催報告

１．日　時：令和５年１２月１５日（金）１５：００～１６：３０
２．会　場：神奈川県行政書士会　大会議室
３．表　題：行政書士に期待する中小企業への支援策
４．講　師：経済産業省　関東経済産業局　産業部　中小企業課
　　総括係長　山中　和久　様
５．研修概要
（１）中小企業・小規模事業者の動向
（２）中小企業の成長に向けた視点
（３）中小企業の支援機関の動き
（４）行政書士の皆様への期待

中小企業支援の現場で求められていることに加え、各種施策のご案内、我々行政書士へ期待することをお話しいただく貴重な機会となりました。主な内容は以下のとおりです。

□現状コロナ禍を経て、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境も大きく変わり、商工会、商工会議所等の既存の支援機関が存在感を高め、他方でより専門性を持った中小企業診断士等が活躍しているが、幅広く事業者に施策を届ける支援者はまだまだ足りていないこと。

□普段から多くの事業者と関わっている我々行政書士にも、中小企業施策について知識を持ち、既存機関の連携により、より多くの事業者の事業拡大の担い手となることが期待されていること。

□多くの事業者は、足下の外部環境の変化への対応が求められる中、課題設定段階から対話を重視した課題設定型の伴走支援が重要な支援手段となっており、事業者も支援機関に対し、本質的な課題設定を伴う支援を期待している。また、伴走支援の取り組みは、都市部・地方にかかわらず各地の支援機関において着実に広がっており、事業者はこうした支援を活用し、自己変革を遂げていくことが重要であること。

□行政書士が中小機構にて指定された研修を受講し試験に合格すれば、経営革新等認定支援機関（関東経済産業局管内では税理士・税理士法人・公認会計士の認定が約８０％）の認定を受け、中小企業・小規模事業者の支援を担うことも可能であること。

６．総括

行政書士は、業務上中小企業・小規模事業者との関わりが多く、経営者との信頼関係を構築していると思います。行政書士が経営革新等認定支援機関の認定を受け、支援する方法もありますが、商工会、商工会議所等の既存の支援機関との関係を深めて、連携することにより事業者が抱える本質的な課題を解決するような存在となることも必要かと思います。研修に出席された会員の方が本日の研修を大いに活用して活躍されることを期待しております。　（企画部　笹森浩史）

【令和５年度　新入会員実務研修会報告】

１日　時：令和５年１１月１６日（木）
　　１１月１７日（金）
　　１１月２０日（月）
　　１１月２１日（火）
　　１１月２２日（水）
２会　場：本会大会議室
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

《第１日目》
◇開業ガイダンス（１０：００～１１：４５）
Ⅰ．会則、行政書士会組織の案内等
Ⅱ．本会、支部、先輩の活用法及び注意点
　講師：総務部　岡本祐樹部長
◇実務家への招待（１２：４５～１４：４５）
　講師：運輸警察部　大道栄徳部長
　　建設環境部　清水泰輔部長
　　民事法務部　我妻敦部長
　　国際部　　今村正典部員
◇相続・遺言実務（講義）（１５：００～１６：４５）
　講師：南・港南支部　小関史郎会員
参加人数：４４名

令和５年度新入会員実務研修会を、２週にわたり５日間開催しました。昨年同様に講義を聞き、その講義で得た知識を即実践で使えるよう演習を設け、グループに分かれ検討する時間を重視したため、長丁場の研修会となりました。

第１日目、開業ガイダンスでは、総務部の岡本部長に「事務所経営の悩み」その解決方法として「信頼できる先輩に出会うためにコミュニケーションを積極的に」などお話しいただきました。

実務家への招待では、運輸警察部の大道部長に「自身の失敗事例の原因と学び」、建設環境部の清水部長に「他士業との連携の重要さ」、民事法務部の我妻部長に「企業・民事法務の仕事の大変さ、楽しさ」、国際部の今村部員に「見えない何かと戦う入管の難しさ」などお話しいただきました。

相続・遺言実務では、南・港南支部の小関会員に「遺言の残念になり得る３つの事例」などをお話しいただきました。

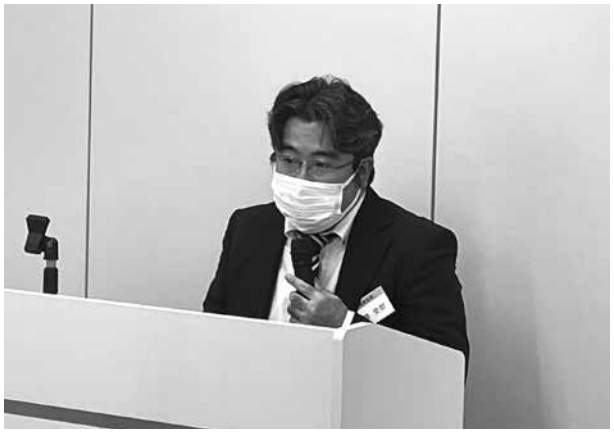

《第２日目》
◇許認可各論　許認可のとんとんととん（講義）
（１０：００～１１：４５）
講師：磯子・金沢支部　後藤国博支部長
◇一般貨物自動車経営許可申請（講義）
（１３：００～１４：４５）
講師：戸塚支部　佐藤史会員
◇“目からウロコ”の行政手続法Ⅰ（講義）
（１５：００～１６：４５）
講師：小出秀人副会長
参加人数：４３名

第２日目、磯子・金沢支部の後藤支部長に「許認可へのためらいをなくす心構え」、戸塚支部の佐藤会員に「ご自身の経験からの営業の極意」、小出副会長に「行政手続法を活かした、クオリティーの高い許認可申請」を熱く話していただきました。

《第３日目》
◇はじめての入管業務（在留資格の基礎知識）
（講義）（１０：００～１１：４５）
講師：川崎北支部　山岸孝浩会員
◇建設業許可業務と事務所運営の実際（講義）
（１３：００～１４：４５）
講師：建設環境部　藤田麻衣子部員
参加人数：４５名

第３日目、川崎北支部の山岸会員に「在留資格の流れ、最近の動向」、建設環境部の藤田部員に「建設業許可の要件＋αで必ず聞くリスト」をお話しいただきました。

《第４日目》
◇相続・遺言実務（演習）
（１０：００～１１：４５）
講師：南・港南支部　小関史郎会員
◇許認可各論　許認可のとんとんととん（演習）
（１３：００～１４：４５）
講師：磯子・金沢支部　後藤国博支部長

◇事例で学ぶ建設業許可業務（演習）
（１５：００～１６：４５）
講師：建設環境部　藤田麻衣子部員
参加人数：４５名

第４日目、前３日間での学びの成果を事例検討して発表するグループワーク。「相続・遺言実務」は無料相談会にくるような事例を題材にして、「許認可各論」は古物商許可、産廃の収集運搬業許可、建設業許可及び医療法人認可申請についてそれぞれの事例を題材にして、「建設業許可業務」は別会社での許可申請等の事例を題材にしてグループワークを行いました。

《第５日目》
◇はじめての入管業務（在留資格の申請実務）
（１０：００～１１：４５）
講師：川崎北支部　山岸孝浩会員
◇一般貨物自動車経営許可申請（演習）
（１３：００～１４：４５）
講師：戸塚支部　佐藤史会員
◇“目からウロコ”の行政手続法Ⅱ（演習）
講師：小出秀人副会長

参加人数：４６名

最終日である第５日目、「はじめての入管業務」は実際に申請書を作成する作業、「一般貨物自動車経営許可申請」は、事業開始に要する資金を計算するグループワークを行いました。

“目からウロコ”の行政手続法Ⅱの演習では、昨年同様官公署の担当者役を小出副会長が演じ、各グループの代表が許認可申請代理人の行政書士役となり、緊張の中、小出副会長の鋭い質問をかいくぐり？ながら、行政手続法に則った手続きの進め方や考え方を学びました。

講師の先生方、お忙しい中ご登壇頂き、ご自身の経験を新入会員にお伝えいただきありがとうございました。また、新入会員の皆様には、例年より深い知識がグループワークで発表されるなどしっかりと準備して研修に臨まれたことがうかがい知れました。休憩時間などに積極的に名刺交換を行うなどして横のつながりもこの機会に作れたと思います。今回の研修で学んだ内容をさらに業務に役立て、困った際は人の繋がりを意識して、売上げにつなげて頂ければ幸いです。

（文責　研修部　佐藤之一）

▶▶▶ 相談部

令和５年度第１回相談員研修会および連絡会（開催報告）

１　日時　令和５年１２月４日（月）１５：００～１７：００
２　場所　本会大会議室
３　▼研修会（１５：００～１６：５７）
　　内　容　「業務テキスト活用講座～遺言・相続　こう訊かれたら～」
　　講　師　横浜中央支部　友本　晃二　会員
　　対　象　県民センター相談員および支部相談員
　　出席者　５７名
　　（県民センター相談員３９名・支部相談員１８名）
▼相談員連絡会（１６：５７～１７：００）
　　対　象　県民センター相談員

県民センターと各支部の相談員の方々を対象とした、今年度第１回目の研修会は、「業務テキスト活用講座～遺言・相続　こう訊かれたら～」をテーマに、講師は神奈川県行政書士会のホームページに掲載されている業務テキストの作成に携わられた民事法務部から、横浜中央支部の友本晃二会員をお招きして開催致しました。

講義は１３問のクイズ形式で「こういう相談がきたら…」という問に対する回答を出席者の皆様に考えて頂き、その後、業務テキストの該当箇所を確認するという形で進められ、相談員として押さえておくべき法改正・新制度、旧制度の適用、業際等について、説明がなされました。

出席者からは、「事例が充実しており、また、相続発生時の法律状況まで整理されており業務の奥深さを改めて知った研修になった。」「これまで業務テキストをみることはなかったが、今回の研修でその活用方法もよく理解することができた。」等の感想が寄せられました。

研修会終了後には、県民相談センター相談員を対象に相談員連絡会を開催致しました。

相談部からは、緊急連絡先の確認、法人からの相談受付についての説明等を行いました。

（相談部　平川綾）

●令和５年度「風俗営業許可申請業務研修会」開催報告

日　　時：令和５年１１月２日（木）午後２時～午後４時
場　　所：横浜市技能文化会館　８階　大研修室８０２（横浜市中区万代町２丁目４番地７）
内　　容：（１）風俗営業の許可及び現況について
（２）申請書作成上の注意及び質問事項に対する回答
（３）運輸警察部による質疑応答
講　　師：（１）および（２）神奈川県警察本部　生活安全部　生活安全総務課　大里　快路　警部補
（３）神奈川県行政書士会運輸警察部　日野　孝次朗　部員、今　智弘　部員
出 席 者：６７名

毎年恒例の風俗営業許可申請業務研修会を今年も開催しました。本研修会は神奈川県警察本部より講師をお迎えして、風俗営業許可に関する現状や、許可申請時の注意点等を解説していただくもので、昨年はコロナ禍によりビデオ配信となりましたが、今年は久しぶりに集合形式で開催されました。

「（１）風俗営業の許可及び現況について」では、冒頭、県内の治安情勢についての説明がありました。そこでは、自宅に大金を置かないよう呼びかけていること、携帯電話で通話しながらＡＴＭを使用する人を見かけたら警察に通報して欲しいと呼びかけていること、特殊詐欺への対策として、迷惑電話防止機能を有する電話（会話が繋がる前に通話が録音される旨のアナウンスが自動的に流れる）が、証拠を残すことを嫌う犯罪集団に対して有効であることなど、犯罪の撲滅に対する取組みや対策が紹介されました。

続けて、風俗営業許可に関する関係法令等の解釈・運用の変更として、スライダックス型照明（スイッチ部分を回転、スライドさせる等により明るさを変えることができる照明、以下、スライダックスと記す）が複数ある場合、従来は、各々の最小照度について基準照度以上の明るさが必要であったところ、今後は、すべての照明を同時に最小照度にした場合において、基準照度以上の明るさがあればよいとする旨のお知らせがありました（例えば、同じ部屋にスライダックスと非スライダックスが混在する場合、スライダックスの最小照度が基準照度以下でも、非スライダックスにより基準照度が確保できればよい）。

「（２）申請書作成上の注意及び質問事項に対する回答」では、神奈川県行政書士会があらかじめ提出した風俗営業許可手続に関する５項目の質問に対し、神奈川県警察本部からのご回答と丁寧な説明をいただきました。

「（３）運輸警察部による質疑応答」では、運輸警察部の日野孝次朗部員と今智弘部員がパネラーとなり、会場の方から質問に回答するとともに、風俗営業許可申請業務に関する注意点や許可基準の解釈・運用の現状、申請書類作成時の細かい（しかし、非常に重要な）注意点などについて、パネラー自身の豊富な経験にもとづく説明が行なわれ、集合形式の研修会ならではの垣根のない、実務に役立つ説明が繰り広げられました。

（運輸警察部：大道栄徳）

●令和５年度「自動車保管場所証明申請業務研修会」開催報告

日　　時：令和５年１２月１３日（水）午後２時～午後５時
場　　所：かながわ県民ホール　６階　大会議室
講　　師：運輸警察部　部長　大道 栄徳
内　　容：自動車保管場所証明の申請方法及び注意事項等について
受講者数：７９名

自動車の保管場所の確保や、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づける法律は１９６２年に制定された「自動車の保管場所の確保等に関する法律」です。

この法律の第１条には「前略～自動車の駐車に関する規制を強化することにより、道路使用の適正化、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化を図ることを目的とする。」と記されていますが、この文言を見ると、この法律が制定された当時は路上駐車が横行し、社会問題化していたのではないか？　とも思えます。

渋滞が日常茶飯事になっている現在からすれば、とても考えられない話ですが、多くの人が車を購入している現在だからこそ、「道路使用の適正化、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化」について、行政書士が貢献できる業務の一つが車庫証明の申請であるとも考えられます。

今回の研修では、最初に自動車の保管場所に関する法令について触れ、自動車の保管場所の要件について、講師の経験などを織り交ぜて述べられた後、車庫証明の申請から交付までの流れが解説され、必要書類についても詳しく説明されました。その後は、車庫証明の申請書を書く実習時間も設けられました。

この講習だけで車庫証明に関する業務の大部分が網羅されています。

市民の皆様から見れば、車庫証明に関する業務は、行政書士ならできるのが当然と思われているでしょう。

本研修を活用し、市民の皆様の要望に応えていただければと思います。

（運輸警察部：横須賀典正）

建設環境部の活動報告

令和５年１０月１８日（水）に首都圏の建設業関係業務担当者会議が開催されました。東京会、千葉会、埼玉会及び神奈川会の建設関係業務担当者の方々が参加され、建設業許可・経営事項審査申請に関する現状報告などの情報交換を行い大変充実した内容となりました。

首都圏の建設業関係業務担当者会議の様子

令和５年１２月１１日（月）本会大会議室及びＺｏｏｍウェビナーのハイブリッドにて「産業廃棄物収集運搬業許可申請（積替保管なし）の手引きに関する研修を開催いたしました。講師には、神奈川県環境農政局資源循環推進課ご担当者様をお迎えし、とても分かりやすくご講義いただきました。

また令和６年２月１６日には「農地転用許可申請に係る注意点、応用編について」の研修会を本会大会議室のみにて開催する予定です。詳細は、神奈川県行政書士会ＨＰに掲載しますのでご確認ください。

令和５年９月に神奈川県の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業（積替え・保管なし）の申請について、提出書類の見直しがありました。

主に下記の書類の提出が不要になりました。

・収集運搬車両・船舶の写真（更新・変更許可申請に限る）
・運搬容器の写真（更新許可申請で、前回申請時と同じ種類の容器に限る）
・事務所・車庫の案内図

また、産業廃棄物収集運搬業許可通知書の遅延改善がされました。

詳しくは、神奈川県産業廃棄物特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替保管を除く）の許可申請の手引きをご確認ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f671/index.html

（建設環境部　沓掛由恵）

▶▶▶ 国際部

●令和５年度　横浜支局内行政書士無料相談会開催（法務省　東京出入国在留管理局　後援）

日　時：令和５年１０月１２日（木）及び１０月２６日（木）
時　間：相談対応＝午前１０時００分～午後４時００分（受付は午後３時３０分まで）
（庁舎使用許可時間＝午前９時００分～午後５時００分）
場　所：東京出入国在留管理局横浜支局　出頭申告待合室（１階）
相談結果等：
第１回（１０月１２日）相談件数２７件　（参考：令和４年１１件，令和２年７件）
第２回（１０月２６日）相談件数４４件　（参考：令和４年１２件，令和２年９件）
２日合計７１件　（参考：令和４年２３件，令和２年１６件）
（備考：令和３年度はオミクロン株発生のため、企画のうえ待機するも結果として中止）

東京出入国在留管理局横浜支局の全面協力のもと、本年令和５年度も上記のとおり相談会を開催することができた。

昨年度までは新型コロナウイルス感染症拡散防止の観点から当日の案内チラシ配布・手交ができなかったが、本年度は同感染症の５類移行によりチラシ配布も許容されたことから、会員よりボランティアを募り、当日の案内チラシの配布・手交を実施した。本会ホームページでの相談会告知・ＰＲも実施したほか、当日のチラシ配布の効果として相談件数も増加したものと思料する。

●横浜市Ｊｏｂ　Ｆａｉｒ参加報告

日　時：令和５年１１月１４日（火）
　　Ｊｏｂ　Ｆａｉｒ　　午前１０時３０分～午後５時００分
　　Ｙ－ＳＨＩＰレセプション　午後５時３０分～午後７時００分
場　所：パシフィコ横浜ノース　Ｇ４０１、Ｇ４０２
出　席：◆Ｊｏｂ　Ｆａｉｒ
　　午前１０時３０分～午後２時：関谷佐奈恵（国際業務相談員）、笠間由美子（国際部副部長）
　　午後２時～午後５時３０分：鶴野祐二（国際業務相談員）、矢田篤司（国際部部員）
　　横浜市へのご挨拶：下川原孝司（国際部長）
　　◆Ｙ－ＳＨＩＰレセプション（横浜市へのご挨拶）
　　向川潔（副会長）、鶴野祐二（国際業務相談員）、笠間由美子（国際部副部長）

【経緯】

横浜市国際局とは、昨年度ウクライナ避難民支援の「オール横浜支援パッケージ」に神奈川県行政書士会による在留資格変更手続き支援を加えていただき、協働させていただいた。このご縁がきっかけで在留資格や外国人材雇用・就労に関して情報交換・意見交換をするようになり、この度、横浜市が国内外の学生らと横浜市内企業のマッチングを図るＪｏｂ　Ｆａｉｒにて、在留資格相談ブースを出展することを依頼された次第である。

【内容】

１．Ｊｏｂ　Ｆａｉｒについて

学生をはじめとする外国人については、国内３２６名、国外７６８名、計１０９４名が参加登録（実際の参加人数は不明）。市内企業については、１８社が参加。

対面とオンライン（Ｚｏｏｍのブレイクアウトルーム）で交流することができるしくみ。また、企業には２０分の持ち時間が与えられ、企業紹介を行うことができた。

２．神奈川県行政書士会の参加

✧　相談件数：約２０件
✧　対応言語：日本語、英語
✧　相談のテーマ

手続きについては、国内人材向けは変更手続き、国外人材向けは認定手続き。

在留資格については、技人国、高度専門職、高度専門職からの永住申請、特定活動（就職活動）など、高度人材に関するものが中心。日本語・英語で作成した説明資料や、入管サイトを活用しながらご案内。珍しいところでは、特定技能に関する相談もあった。在留資格的には問題が無さそうであるが、多くの相談者より「日本語が少ししかできないが、日本で就職できるか。在留資格を取得できるか。」「早く永住申請ができるか。」と、高度人材ならではの質問があった。

３．横浜市へのご挨拶

◆Ｊｏｂ　Ｆａｉｒ

横浜市国際局国際政策部国際連携課

◆Ｙ－ＳＨＩＰレセプション

【所感】

こんなに多数の高度人材が参加するとは、横浜市のブランド力は凄いと改めて感じた。高度人材中心、英語相談メイン、対面とＺｏｏｍのハイブリット対応など、普段とは異なる対応が求められたが、相談員が皆で力を合わせ、知恵を絞り、フレキシブルに対応できたので、特に問題は生じていない。来年もお声がけがあれば、ぜひ参加したいところである。加えて、ウクライナ避難民支援で蜜に横浜市と連携させていただいたことが、このような連携に繋がったことが個人的には嬉しい限りである。

●かながわ国際交流財団（ＫＩＦ）

「日本の社会制度等を学ぶセミナー（第４回）」セミナー協力報告

日　時：令和５年１１月４日（土）午後２時００分～午後４時００分
場　所：かながわ国際交流財団　横浜事務所よりオンライン配信（Ｚｏｏｍウェビナー、Ｆａｃｅｂｏｏｋ）
テーマ：知っておきたい在留資格　～安定した未来を築くために～
参　加：約１５０名
運　営：かながわ国際交流財団　学術・文化交流グループリーダー　清水紀人様、
　　ジギャンクマルタパ様　他
講　師：神奈川県行政書士会　国際業務相談員　金森大

【経緯】
　かながわ国際交流財団（ＫＩＦ）では、神奈川県より委託を受け、３年前より「外国人コミュニティ社会参加促進事業」として「日本の社会制度等を学ぶセミナー」を年４回開催しているが、日本で暮らす外国人にとって「在留資格」は大切な制度であることから、毎年講師派遣を依頼されている。今回は、ネパール人コミュニティをターゲットにセミナーを行うこととなった。

【内容】
　日本で暮らすネパール人のライフステージを想定し、在留資格の観点から気を付けることを案内。査証（ＶＩＳＡ）と在留資格の違いから始め、知っておきたい在留資格として「技能」の在留資格取得、家族の呼び寄せと「家族滞在」からの就労、日本での子どもの出生、留学から就労への切替え、永住までの道のりなどを、具体例を用いて説明（ネパール語による逐次通訳有）。詳細は、別紙レジュメのとおり。講義終了後は、質疑応答に対応。時間が限られており、１３の質問のみ対応。永住に関する質問が多かった印象。また帰化についても質問がいくつかあり、日本で安定した生活を望む方が多いことの表れであった。

【所感】
　想定以上の反響があり、Ｆａｃｅｂｏｏｋからの質問は５０件を超えていた模様で、在日ネパール人の方々の在留資格に関する関心の高さをリアルに窺い知ることができた。また、ほとんどの方が今後初めて経験するのであろう永住申請に対する質問が多く、専門家による実務的な観点からのアドバイスを求めていることを実感した。
　制度や運用が頻繁に変わる在留資格に関する情報を一般の外国籍の方々がキャッチアップすることは非常に困難であると想定されるため、今回のような機会を最大限に利用して最新の情報を入手していただき、安心して日本で生活していくための一助としていただきたいと感じた。
　今回のオンライン配信を通して、神奈川県行政書士会国際部の電話無料相談やかながわ国際交流財団及びネパール語対応可能な多言語支援センターを更に多くの方に認知していただき、ネパール人コミュニティや各種支援団体へ浸透していく１つの契機としていただきたい。

以上（国際部：佐藤　大達）

▸▸▸ 申請取次行政書士管理委員会

<< 重要 >>

申請取次申出に係る事務取扱い
（令和４年４月１日より適用）

１．ピンクカード更新者のガイダンス受講義務化（周知）

【重要】更新申出時には、本会「ガイダンス受講修了証書」の写しの提出が必要です。
当該修了証書がない場合は、更新手続ができません。
※更新申出時に添付する修了証書は、**①日行連発行の「研修受講修了証書」と、②神奈川会発行の「ガイダンス受講修了証書」の計２枚**となりますので、ご留意ください。

令和３年４月１２日改正施行の神奈川県行政書士会「申請取次行政書士管理委員会規則」に基づき、届出済証明書の「**更新**」を希望する会員に対しても、本会申請取次行政書士管理委員会主催の**ガイダンス受講**が**義務**付けられ、**令和４年４月１日から適用**・運用されております（同規則附則）。

更新者用ガイダンスは、ＶＯＤ（ビデオ・オン・デマンド）方式により、令和４年１月より配信・受講できるようになっております。以下の留意点をご一読頂き、更新の申出（所持する届出済証明書の有効期限の２か月前必着）までに「ガイダンス受講修了証書」が添付できるように、受講なさってください。**【別添１参照】**

《　**留意点**　》

- 各会員が各々の端末（ＰＣ・タブレット・スマートフォン）から神奈川県行政書士会ＶＯＤサイトにアクセスし、受講する形式です。
  神奈川県行政書士会ＶＯＤサイト（https://kana-vod.com/）
  ＶＯＤサイト登録の流れ（ https://kana-vod.com/announce/26）
- ご自宅や事務所にて聴講可能です。また、受講申し込みは不要です。
- 受講前にＶＯＤサイトから「課題シート」をダウンロードし、できれば事前に検討頂いてから、ＶＯＤ講座を受講してください。
- 受講後はＶＯＤサイト上の「課題シート・送信用フォーム」に必要事項を入力し、検討内容を送信して頂きます。委員会で同シートを審査し、かつ、ガイダンスを最後まで受講したことを確認できた方に対して「ガイダンス受講修了証書」を交付します。
  ※受講確認は管理者側より行いますので、動画の受講以外に受講者側で特段処理を行う必要はございません。
  ※修了証はＶＯＤサイト登録のメールアドレスに届きますので、迷惑メールなどの設定をされている場合は解除をお願いします。
  ※課題シート提出後、修了証書発行までは１か月程度かかりますので、余裕をもってお手続きください。

２．ピンクカード更新申出「期限遵守」の徹底を！

「**更新申出書**」の **提出・受付期間は次のとおりです。期限徒過や上記修了証書（２枚）その他必要な書類が添付されていない場合には、更新の申出を受け付けできませんので、十分ご注意ください。**

※ 届出済証明書の有効期間満了の ３か月前 から ２か月前まで（必着）

新型コロナウイルス感染症発生以降、日行連の研修会・修了証書発行に係る運用も変更されており、コロナ以前と異なり、研修受講と同日に修了証書が交付される運用ではなくなっております。

所持する届出済証明書（ピンクカード）の有効期限直前の研修受講では、必要書類の添付ができず更新の申出を受け付けできない事態が想定されますので、**別添２の「ピンクカード更新申出準備スケジュール」も参考に、余裕をもった更新申出の準備をなさってください。**

別添２のスケジュールに記載の「更新の申出」期間に必要書類が整っていない場合は、**更新の申出は受け付けいたしかねます**ので、十分にご注意ください。

３．「申請取次実績報告書」の提出は義務です！

※１月は「申請取次実績報告書」の提出時期となります。

前年の実績を、毎年１月１日から**１月３１日まで**（必着）にご提出ください。

「申請取次実績報告書」の提出がない場合は、規則第４条の２により義務不履行として、**届出済証明書を交付できない**場合もありますので、ご留意ください。

４．「申請取次申出書」提出時の留意点（再掲）

令和３年４月１日より改正後の申請取次事務処理が運用されておりますところ、申出時の添付書類不備が未だに散見されますので、下記各点にご留意ください。

記

（１）「経歴書」は、更新申出の際にも添付書類とする改正がなされておりますので、更新届出者におかれましても**「経歴書」を忘れずに添付**してください。また、**経歴書各項目の記載漏れがないように**ご留意ください。

（２）「**法人の社員又は法人の使用人行政書士**」の新規申出の際は、当該法人の「**登記事項証明書**」（法人登記簿謄本）を忘れずに添付してください。
法人の目的には「出入国関係申請取次業務」の記載が必要です。当該業務内容の記載がない場合には、予め定款変更・登記等の手続を済ませたうえで、申請取次申出をなさるようにしてください。

（３）「使用人行政書士」の申出にあっては、その使用者である行政書士又は行政書士法人の社員が取次資格を有していることを確認するため、新規・更新いずれの申出の際も「代表者の届出済証明書（写し）」を忘れずに添付してください。

（４）「外国籍の方」は「在留カード」・「特別永住者証明書」の写し（表裏の両面）を忘れずに添付してください。

（５）届出済証明書（更新）の交付を受けた方は、速やかに更新前の「旧届出済証明書」をご返還ください。

※以上、本会ＨＰのお知らせ－２０２１．０６．１４【重要】申請取次申出に係る取扱い変更（周知）／手続き案内→１８申請取次行政書士関係手続→１様式，２⑧申請取次実績報告書，等も再度ご確認のうえ、遺漏のないようご対応下さい。

神奈川県行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則（抄）

（交付に関する届出者等の義務）

第４条の２　届出者等は、委員会が届出済証明書を交付するにあたり、次の義務を履行していなければならない。

二　**更新**の届出を申し出た者にあっては、委員会が主催する**ガイダンス**を申出時に所持する届出済証明書の有効期間内に**受講すること**。

三　毎年１月から１２月までの**申請取次実績報告書**を翌年１月３１日までに委員会に**提出すること**。

２　委員会は、届出者等が前項各号の**義務を履行しない場合**には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、**届出済証明書の交付を拒否することができる**。

（附　則）

この規則は、令和３年４月１２日から施行する。ただし、この規則による改正後の第４条の２第１項第二号の規定は、施行の日から起算して１年を超えない範囲内において委員会で定める日から適用する。

【　別添１　】　　Ｒ４年適用開始前案内・概要図

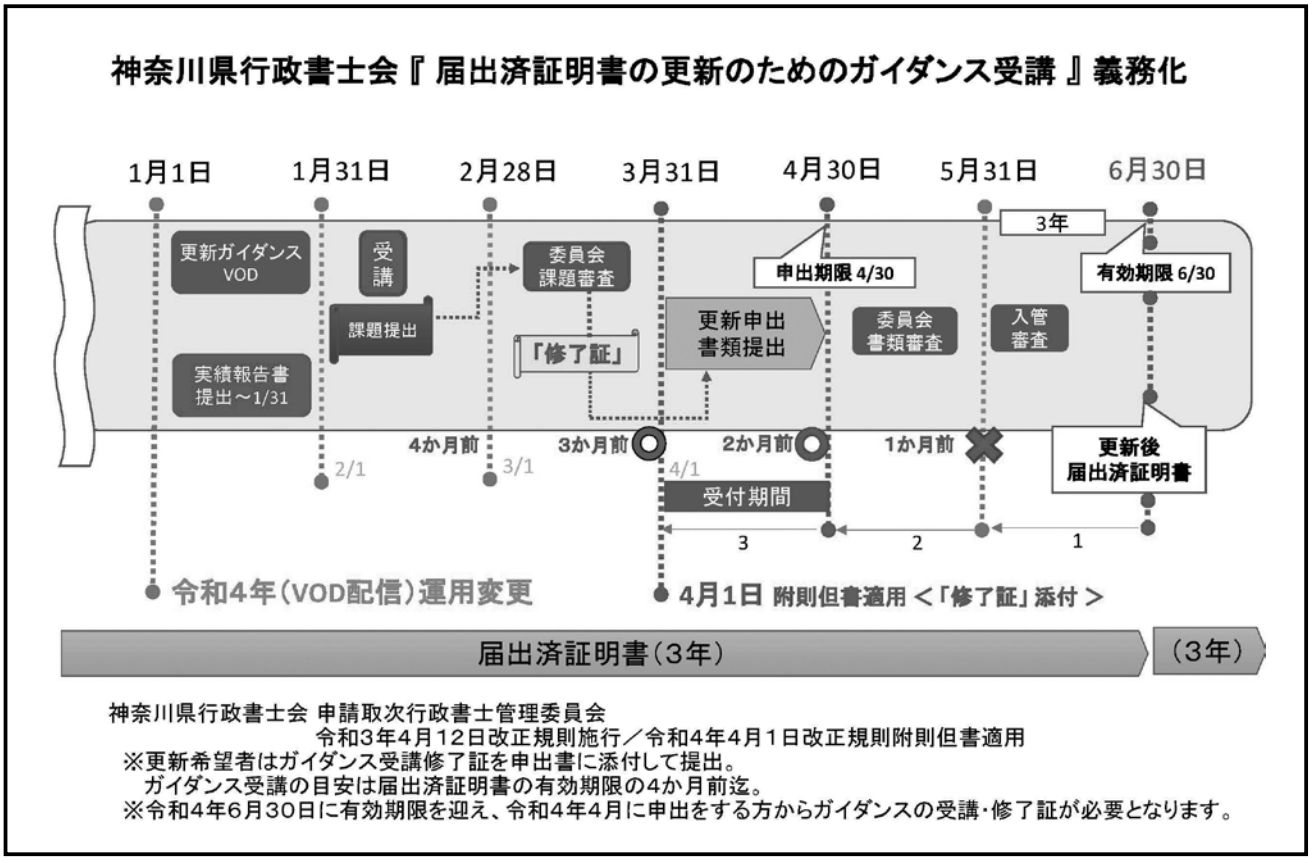

ピンクカード更新申出準備スケジュール

令和５年度（神奈川会）申請取次行政書士管理委員会

ピンクカード期限の「２か月前」迄に事務局必着のこと！
更新申出に必要な「全ての書類」を添付しての申出が必要。
申出期限後や書類不足の場合は更新は受け付けられません。

＊ピンクカードの更新を希望する方は、所持するカードの有効期限と下記の表をご参考に、余裕をもった更新申出のご準備をなさってください。

ピンクカード期限	**日行連　研修**（実務研修または事務研修を、ここまでに受講）					**神奈川会　更新ガイダンス**（ここまでに受講）		更新の申出（事務局到着）	申出書審査	新ピンクカード入手
	No.	種類	申込	受講と課題提出	**日行連修了証書**発送	受講と課題提出	**ガイダンス修了証書**入手			
2023年5月末までの方	-	実務（更新者用）	2022/12/22～2023/1/5	2023/2/7～2023/2/20	2023/3/10	2023/1/31まで	2023/2中旬まで	2023/3/1～2023/3/31	2023/4中旬	2023/5下旬
	-	事務（新規用）	2022/11/9～2022/11/18	2022/12/22～2023/1/4	2023/1/25					
2023年6月末までの方	-	実務（更新者用）	2022/12/22～2023/1/5	2023/2/7～2023/2/20	2023/3/10	2023/2/28まで	2023/3中旬まで	2023/4/1～2023/4/30	2023/5中旬	2023/6下旬
2023年7月末までの方	-	実務（更新者用）	2022/12/22～2023/1/5	2023/2/7～2023/2/20	2023/3/10	2023/3/31まで	2023/4中旬まで	2023/5/1～2023/5/31	2023/6中旬	2023/7下旬
2023年8月末までの方	1	実務（更新者用）	2023/3/3～2023/3/9	2023/4/14～2023/4/24	2023/5/10	2023/4/30まで	2023/5中旬まで	2023/6/1～2023/6/30	2023/7中旬	2023/8下旬
2023年9月末までの方	1	実務（更新者用）	2023/3/3～2023/3/9	2023/4/14～2023/4/24	2023/5/10	2023/5/31まで	2023/6中旬まで	2023/7/1～2023/7/31	2023/8中旬	2023/9下旬
	2	事務（新規用）	2023/5/12～2023/5/19	2023/6/23～2023/7/3	2023/7/24					
2023年10月末までの方	1	実務（更新者用）	2023/3/3～2023/3/9	2023/4/14～2023/4/24	2023/5/10	2023/6/30まで	2023/7中旬まで	2023/8/1～2023/8/31	2023/9中旬	2023/10下旬
	2	事務（新規用）	2023/5/12～2023/5/19	2023/6/23～2023/7/3	2023/7/24					
2023年11月末までの方	3	実務（更新者用）	2023/6/28～2023/7/4	2023/8/9～2023/8/18	2023/8/31	2023/7/31まで	2023/8中旬まで	2023/9/1～2023/9/30	2023/10中旬	2023/11下旬
2023年12月末までの方	3	実務（更新者用）	2023/6/28～2023/7/4	2023/8/9～2023/8/18	2023/8/31	2023/8/31まで	2023/9中旬まで	2023/10/1～2023/10/31	2023/11中旬	2023/12下旬
	4	事務（新規用）	2023/7/28～2023/8/3	2023/9/11～2023/9/21	2023/10/12					
2024年1月末までの方	5	実務（更新者用）	2023/9/7～2023/9/13	2023/10/20～2023/10/30	2023/11/13	2023/9/30まで	2023/10中旬まで	2023/11/1～2023/11/30	2023/12中旬	2024/1下旬
2024年2月末までの方	5	実務（更新者用）	2023/9/7～2023/9/13	2023/10/20～2023/10/30	2023/11/13	2023/10/31まで	2023/11中旬まで	2023/12/1～2023/12/31	2024/1中旬	2024/2下旬
	6	事務（新規用）	2023/10/12～2023/10/18	2023/11/21～2023/12/1	2023/12/21					
2024年3月末までの方	5	実務（更新者用）	2023/9/7～2023/9/13	2023/10/20～2023/10/30	2023/11/13	2023/11/30まで	2023/12中旬まで	2024/1/1～2024/1/31	2024/2中旬	2024/3下旬
	6	事務（新規用）	2023/10/12～2023/10/18	2023/11/21～2023/12/1	2023/12/21					
2024年4月末までの方	7	実務（更新者用）	2023/12/7～2023/12/13	2024/1/24～2024/2/2	2024/2/16	2023/12/31まで	2024/1中旬まで	2024/2/1～2024/2/28	2024/3中旬	2024/4下旬

・備考：事務（新規用）研修修了による更新は当面の間の特例措置（令和4年7月20日ー日行連発第470号通知）

★参考

No.	**令和５年度開催概要（日本行政４月号P４１掲載）**			
1	実務（更新者用）	2023/3/3～2023/3/9	2023/4/14～2023/4/24	2023/5/10
2	事務（新規用）	2023/5/12～2023/5/19	2023/6/23～2023/7/3	2023/7/24
3	実務（更新者用）	2023/6/28～2023/7/4	2023/8/9～2023/8/18	2023/8/31
4	事務（新規用）	2023/7/28～2023/8/3	2023/9/11～2023/9/21	2023/10/12
5	実務（更新者用）	2023/9/7～2023/9/13	2023/10/20～2023/10/30	2023/11/13
6	事務（新規用）	2023/10/12～2023/10/18	2023/11/21～2023/12/1	2023/12/21
7	実務（更新者用）	2023/12/7～2023/12/13	2024/1/24～2024/2/2	2024/2/16
8	事務（新規用）	2024/1/11～2024/1/17	2024/2/22～2024/3/4	2024/3/25

★重要

※**更新の申出**は、現在所持する届出済証明書の有効期限の２か月前必着です。
（更新申出受付期間は有効期限の３か月前から２か月前まで）
①日行連発行の研修受講修了証書，②神奈川会発行のガイダンス受講修了証書
（修了証書は①②の両方が必要です），○その他，「誓約書」「経歴書」等の
必要書類一式を添付して申出なさってください。
※**前記２か月前必着時までに更新の申出書類一式のご提出がなされない場合は、**
更新では申出を受け付けられず、再度、申請取次事務研修会（新規）を受講し、
更新ではなく新規の申出をして頂くことになりますので、十分ご留意ください。
※本会ホームページ申請取次行政書士管理委員会からの各「お知らせ」ご参照。
◆手続きの詳細　神奈川県行政書士会 会員専用エリア (kana-gyosei.or.jp)
◆必要書類の一覧　申請取次行政書士関係手続　案内（2022.11.25）.pdf (kana-gyosei.or.jp)

５．申請取次行政書士届出者名簿への登載意思確認

日行連申請取次行政書士管理委員会では、出入国管理業務に関する研修事業を行うとともに、「申請取次行政書士届出者名簿」（以下、「名簿」という。）について、毎年1月1日を各年度名簿の登載締切り日（基準日）として作成に取り組んでおり、各単位会は所属する申請取次行政書士届出者を日行連へ報告しています。

今般、日行連申請取次行政書士管理委員会へ報告をするにあたり、**（１）日行連作成予定名簿への登載**及び**（２）神奈川県行政書士会の業務種別名簿への登載**に関して、名簿への登載希望の意思確認を行わせて頂きます。

つきましては、**名簿への登載を希望しない方は、別紙「名簿登載意思確認書」**に必要事項をご記入の上、事務局経由神奈川会申請取次行政書士管理委員会まで、**１月３１日までに**ＦＡＸ等でご提出ください。不同意のご連絡がない場合は登載希望会員として登載を予定させていただきますので、あらかじめご承知おき願います。

令和４年度より、本会による更新ガイダンス受講義務化、日行連による申請取次研修に関する運用の変更等もなされておりますところ、皆様におかれましては各情報ご確認のうえ、よろしくご対応下さいますようお願い申し上げます。

以上，令和５年度 神奈川県行政書士会申請取次行政書士管理委員会

【別紙】神奈川会・申請取次行政書士届出者「**名簿登載意思確認書**」

「申請取次行政書士届出者名簿」の調製について

日行連申請取次行政書士管理委員会では、入国管理業務に関する研修事業を行うとともに、「申請取次行政書士届出者名簿」（以下、「名簿」という。）の作成に取り組んでいます。適時名簿を作成して法務省出入国在留管理庁・各地方出入国在留管理局の関係部門に配付しております。本確認書は、新規、更新等により、新たに届出済証明書の交付を受けた会員に対して名簿への登載希望の意思確認を行うためのものです。

名簿は毎年１月１日を各年度名簿の登載締切り日（基準日）として作成します。つきましては、**本名簿への登載を希望されない会員は、下記欄に必要事項をご記入の上、所属単位会まで、FAX等によりご連絡願います。不同意のご連絡がない場合は、登載希望会員として登載させていただきますので、あらかじめご承知おき願います。**

●名簿記載事項について

・本名簿記載事項は、①登録番号　②氏名　③氏名のフリガナ　④事務所住所の郵便番号　⑤事務所住所　⑥事務所電話番号の６情報（Ｃｆ．　入管にて証明書交付年月日・有効期日年月日の情報記載管理）です。

これらは、最終的に本名簿調製時点の情報で記載します。また、該当者であって登載締切り日後に単位会移動のあった会員についても同様とします。

●名簿登載者について

・締切り直前の研修受講者については、新規、更新等を問わず、届出済証明書交付時期との関係から、来年度以降の掲載となることもありますので、あらかじめご承知おき願います。

・次の対象者を除外しておりますので、あらかじめご承知おき願います。

（１）各年度１月１日時点で有効に申請取次者の新規、更新等の届出を受けていると単位会が確認した者であっても、本名簿の調製時点で行政書士の登録抹消になっている者。

（２）本名簿への登載を希望しない旨、単位会を通じて申出のあった者。

（３）長期会費滞納会員等のため、単位会が本名簿への登載を希望しない旨、単位会から申出があった者。

……記入提出欄……

神奈川県行政書士会・申請取次行政書士管理委員会　御中（事務局ＦＡＸ：０４５－６６４－５０２７）

申請取次行政書士届出者名簿（各年度１月１日現在）名簿登載不同意通知書

私は、

☐　**日行連申請取次行政書士届出者名簿（各年度１月１日現在）への名簿登載を希望しません**

☐　**神奈川県行政書士会業務種別名簿への登載を希望しません**

ので、通知します。（希望しない場合は，☐にチェック（レ）を入れて提出）

令和　　年　　月　　日

所属会　神奈川県行政書士会　　行政書士証票登録番号＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿（職印）　（フリガナ：＿＿＿＿＿＿＿＿）

事務所住所（〒　　―　　）＿＿＿＿＿＿＿＿

事務所電話＿＿＿＿＿＿＿＿　　届出済証明書番号＿＿＿＿＿＿＿＿

（Vr.R05 神申取）

▸▸▸ 特定行政書士検討WG

令和５年度　第１回研修会　「行政手続法と戦略的許認可申請について」　開催

１　日　時　令和５年１２月６日（水）午後２時～午後５時
２　場　所　本会大会議室
３　次　第
　研修会「行政手続法と戦略的許認可申請について」
　第１部　「押さえておきたい行手法の重要ポイント」
　講　師　特定行政書士検討ＷＧ　相賀真理子　委員

　第２部　「戦略的許認可申請について」
　講　師　特定行政書士検討ＷＧ　小出秀人　副会長

　第３部　「行手法から行審法を視野に入れた最新動向について」
　講　師　特定行政書士検討ＷＧ　那住史郎　座長

　出席者　３９名

相賀真理子委員

小出秀人副会長

那住史郎座長

特定行政書士検討ワーキンググループでは、特定行政書士の業務拡大・制度推進等を目的として、制度の効果的な運用、また、発展に向けて調査・検討を行っております。今回は特定行政書士の付記を受ける学習を通じて、また、付記を受けた後、特定行政書士としての知識をどのように実務に活かしていけばよいかという観点から、「行政手続法と戦略的許認可申請について」というタイトルで３部構成の研修会を実施しました。

特定行政書士の付記により行えるようになる、審査請求等の手続きは事後救済の場面です。この手続きは一連の行政手続きの中で独立して存在するわけではなく、日頃我々が業務として行っている、許認可申請等の延長線上に存在します。許認可申請の業務を行う中で、我々行政書士は、単に手引きを参考に業務を行うのではなく、その手続きの基本である、行政手続法等の法律をしっかりと意識して仕事を行っていかなくてはなりません。

そこで今回の研修会では、まず相賀委員より、行手法の基本について改めておさらいをした後、小出副会長より当ＷＧが作成した冊子「戦略的許認可申請について」を用いて法を意識する重要性について講義し、最後、本研修の総論として那住座長より、審査請求の現状や、最新の審査請求事例、今後の展望についてお伝えいたしました。

今回の研修会は、あらためて特定行政書士制度の理解が深まる、大変実り多き研修会となりました。
なお、本件研修会は本会ＶＯＤ研修特設サイトにて公開しております。お越しになれなかった方は、ぜひＶＯＤでご覧ください。

令和５年度　空家対策ワーキンググループ・民事法務部共催研修会　開催報告

１．日　　時：令和５年１２月１３日（水曜日）１３時３０分～１６時３０分
２．場　　所：神奈川県行政書士会　大会議室
３．表　　題：「行政書士と空き家問題」～東京会の先進事例から読み解く今後の展望～
４．講　　師：東京都行政書士会　副会長　田崎　敏男　様
　　同　空き家対策特別委員会　委員　戸田　光昭　様
　　同　空き家対策特別委員会　委員長　津田　陽一　様
５．研修内容

空家対策ワーキンググループ・民事法務部共催で、「行政書士と空き家問題」に関する研修会を開催いたしました。空き家問題に対して先進的な取り組みを実施されている東京都行政書士会より３名の講師をお招きし、３部構成にてご講義いただきました。

第１部では、東京都行政書士会副会長の田崎敏男様より、「東京会の取り組みと現状」について、お話いただきました。平成２７年施行「空き家特措法」を受け、「空き家対策特別委員会」設置や、東京都と「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」を締結するなど、先駆的な東京都行政書士会の活動の歴史を伺いました。「空き家問題はまさに行政書士の出番である」という言葉に、多くの会員が刺激を受けたのではないでしょうか。

第２部では、東京都行政書士会空き家対策特別委員会委員の戸田光昭様より、「空き家の現状と実態、最新の法改正」について、実体験をもとに地方自治体との協力体制の確立が重要であることをご説明いただきました。また、最新の法改正に対する東京都行政書士会の今後の展望も伺うことができ、空き家問題を取り巻く環境の変化にいち早く対応する姿勢を学ぶことができたのではないでしょうか。

第３部では、東京都行政書士会空き家対策特別委員会委員長の津田陽一様より、「東京会によるセミナー等実施及び養成講座開催」について、お話いただきました。東京都内各所で開催する空家対策セミナーの規模や様々な試み、「空き家問題相談員養成講座」の充実に、衝撃を受けた会員も多かったと思います。

今回の研修会では、東京会より多くの貴重な資料をご提供いただきました。受講された会員の方々におかれましては、本研修をそれぞれの実務にご活用いただけることを願っております。

６．まとめ

本研修会は、東京都行政書士会の先進的な活動を伺うことで、漠然と捉えていた「空き家問題」について、行政書士としての取り組みを考える良い機会となり、大変有意義で貴重な講義であったと思います。空家対策ワーキンググループ・民事法務部一同、会員の今後の実務に役立つ研修会を企画開催してまいります。引き続き、会員の皆様の多数のご参加をお待ちしております。

研修会・講演会名	<研修部> 令和５年度　行政書士記念日　市民公開講座 笑下村塾出張授業『笑って学ぶＳＤＧｓ』
内　　容	**【笑って学ぶ SDGｓ】** テーマとしてはとても難しい「ＳＤＧｓ」をお笑いの力で楽しく学ぶ授業です。「時事 YouTuber」たかまつなな氏と「なぞかけ芸人」ねづっち氏の絶妙なトークで学ぶ、あっという間の 90 分授業。超高速パワポ芸と高校生からお年寄りまであらゆる世代にとってわかりやすい講義、ゲームなどを通じ、「ＳＤＧｓ」に関わるさまざまな問題を知った上で、世界の課題を自分事として考えるようになるための市民公開講座です。ぜひ身近な方をお誘い頂き、この出張授業にご参加下さい。 講師：笑下村塾　代表取締役　時事 YouTuber たかまつなな氏 1993 年神奈川県横浜市生まれ。慶應義塾大学大学院政策メディア研究科、東京大学大学院情報学環教育部修了。お笑いジャーナリストとして、現場に取材に行き、お笑いを通して社会問題を発信、お笑い界の池上彰を目指し活動中。大学時代にフェリス女学院出身の「お嬢様芸人」としてデビューしたたかまつ氏は、ご先祖・高松嘉六は新宿の開拓者、曾祖父は日本工業化学界の元老、高松豊吉という正真正銘のお嬢様。「笑って学ぶ SDGｓ」「笑える！政治教育ショー」やウクライナ独自取材などを元にした「平和を作るために私達ができること」などの出張授業を行っている。 ゲスト：一般社団法人漫才協会理事　ねづっち氏 1975 年東京都日野市生まれ。東洋大学法学部卒業、2010 年「ととのいました！」の掛け声に続いて披露するなぞかけで注目を集め、新語・流行語大賞の TOP10 入りを果たす。テレビ、ラジオ、寄席、ライブ、YouTube、TikTok など幅広いジャンルで精力的に活動中。
日　　時	令和６年２月２３日（金　祝日） １４：３０　～　１６：００　（１４：００受付開始）
場　　所	県民共済みらいホール 横浜市中区桜木町１－１－８－２　県民共済プラザビル
費　　用	無料
申込期限	定員に達し次第終了
対 象 者	一般および会員（会員の方もお誘いあわせの上、一般向けホームページ特別サイトからお申込み下さい）
定　　員	先着２００名
備　　考	＊諸般の事情により、講義内容や講師の変更等が生じる場合があります。その際は神奈川県行政書士会ホームページで告知いたします。あらかじめご了承ください。 ＊会場に駐車場のご用意はありません。公共交通機関をご利用ください。

切り取らずにお申込みください

研修会・講演会名	〈研修部〉　研修会申込番号：研２３－０７ **一般倫理研修ＤＶＤ受講の開催について** **＊中央研修所研修サイト上（ＶＯＤ）での受講が困難な方が対象です。**
内　　容	「行政書士法及び職務上請求書の取扱いについて」 （※）日本行政書士会連合会「倫理研修規則」第５条、第６条各号に定める研修会となります。
日　　時（予定）	令和６年３月１３日（水） １３：３０～１７：００（受付：１３：００）
場　　所	本会 大会議室（横浜市中区山下町２番地　産業貿易センタービル７階）
講　　師	ＤＶＤ受講となります
費　　用	無料
申込期限	準備の都合上、**３月７日（木）まで**に、事務局宛にＦＡＸにてお申込みください。
対象者	**事務所・自宅にインターネット環境がない方が対象です。**
定　　員	４０名（先着順）
備　　考	**遅刻をされた場合、入室をお断りします。**ご注意ください。

申　込　書

研修部主催　一般倫理研修ＤＶＤ受講に参加します。

令和　　年　　月　　日

研修会申込番号：研２３－０７　　会員番号（４ケタ）：

支部名：　　支部　　氏　名：

事務局ＦＡＸ：０４５－６６４－５０２７

研修会・講演会名	＜研修部＞　　研修会申込番号：研２３－０６ 令和５年度　一般研修 ～稼ぐ行政書士の考えるＳＤＧｓと認証制度～ **『行政書士のための「エコアクション21」入門』**
内　　容	【第一部】 講師：神奈川県中小企業団体中央会　情報調査部 エコアクション21地域事務局かながわ事務局長：川﨑　則子様 内容：「エコアクション21制度の概要と行政書士の関わり方」 「エコアクション21審査員募集について」 2023年（令和５年）１月より、建設業の入札資格申請に必須の経営事項審査に「エコアクション２１」が評価対象として追加されています。入札の加点に採用する自治体も増えてきました。今が旬！！の『エコアクション21』。顧客からの問い合わせが増える事も想定されますので、正しい知識を事務局からご講義頂きます。 【第二部】 講師：鶴見・神港支部　望月亮秀会員 内容：「行政書士が支援する認証制度の実際（新たな収益の確保のために）」 SDGs への取組等が企業評価につながる時代が来ています。様々な認証制度がある中、このような制度に行政書士として関わる為には、どのように考え行動すべきか、実務にはどのように反映していけばよいのか、手続きの実際やキャッシュポイント、コンサルティング能力の必要性などを、ご自身の事務所に於いて複数の制度認証を取得し、実際に顧客への提案を行っている望月会員からお話を伺います。
日　　時	令和６年３月８日（金） １３：３０～１６：３０（１３：００受付開始　終了時間は予定）
場　　所	本会大会議室（先着順６０名）
費　　用	無料
申込期限	令和６年２月２９日（木）
申込方法	本会ＨＰ会員専用エリア→研修・イベント→本会研修の一覧表から、本研修会の記載を探し、記載欄右側の「申込」をクリックし、申込。
対 象 者	神奈川県行政書士会会員
定　　員	先着６０名
備　　考	＊諸般の事情により、講義内容や講師の変更等が生じる場合があります。その際は会員専用ページで随時告知いたします。あらかじめご了承ください。 ＊Zoom配信、講義の後日配信等はございません。

研修会・講演会名	〈運輸警察部〉　研修会申込番号：運２３－０６ **指定研修の開催について（対象者は丁種会員のみ）**
対象者	自動車封印取付け業務取扱者名簿登載者（以下、丁種会員） ・**丁種会員は指定研修を受講する義務があります**（※１、※２、※３） ・丁種会員以外の方は受講する必要はありません
内容	１．自動車封印取付け業務に関する注意事項の確認 ２．自動車封印取付け業務に関するトラブルへの対処方法の確認 ３．その他
日時	令和６年２月２１日（水）１４時００分から１６時３０分まで （１３時３０分受付開始）
場所	横浜市技能文化センター　２階　多目的ホール
講師	封印取付け責任者及び代務者及び運輸警察部員
費用	無料
申込方法 申込期限	事前の申込みは不要です。当日、直接会場にお越し下さい。 なお、丁種会員以外の方は、座席数の不足を防ぐために、参加しないようお願いいたします。
定員	丁種会員全員分の座席を確保しています
注意事項	※１ 神奈川県行政書士会封印業務の受託に関する規則第１３条により「丁種会員となった者は～中略～指定研修を受けなければならない。」と規定されています。 ※２ 神奈川県行政書士会封印業務の受託に関する規則第８条第１項第三号により指定研修を受講しない場合、次の通り処分を行なうことができると規定されていますので、ご注意下さい。「受講するまでの間の再委託の停止。ただし、責任者等が認める特別な事情があった場合についてはこの限りではない。」 ※３ 特別な事情により指定研修を受講できない場合につきましては、別途ご案内します。

研修会・講演会名	〈運輸警察部〉　研修会申込番号：運２３－０７ **自動車封印取付け業務研修会の開催について**
内　　容	１．自動車登録業務に精通していることを測る効果測定 ２．丁種封印取付け業務の手順について（効果測定合格者のみ） ３．その他連絡事項（効果測定合格者のみ）
日　　時	令和６年３月１６日（土）１４時００分から１６時００分まで （１３時３０分受付開始）
場　　所	神奈川県行政書士会　大会議室
講　　師	封印取付け責任者及び代務者及び運輸警察部員
費　　用	無料
申込方法	神奈川県行政書士会ＨＰ会員専用エリア→研修・イベント→本会研修の一覧表から、自動車封印取付け業務研修会の記載を探し、記載欄右側にある「申込み」をクリックし、以後、画面の指示に従ってお申し込み下さい。 なお、今後、自動車封印取付け報告にインターネット環境が必須となることに鑑み、ＦＡＸでの申込みは受付けませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。
申込期間	２月５日（月）１０：００～２月２９日（木）１７：００
対象者	丁種封印取付け業務に新規に取り組みたい当会会員 ※すでに丁種会員の方は受講の必要はございません
定　　員	４８名（先着順）
備　　考	・効果測定は、自動車登録業務に十分精通しているかを確認するものです。 ・神奈川県行政書士会ビデオオンデマンド研修サイトの「自動車登録業務」（実務研修１４－２）を受講して下さい。（http://kana-vod.com/） ・神奈川県行政書士会ＨＰ会員専用エリアの「お知らせ」の「２０２１．１１．１５自動車検査・登録マニュアル」を事前に精読して下さい。
注意事項	・当日、風邪症状など異変があるときは、参加を見合わせてください。 ・当日の欠席連絡は不要です。 ・次回の自動車封印取付け業務研修会は、令和６年９月の予定です。

研修会・講演会名	〈建設環境部〉　研修会申込番号：建２３－０６ **令和５年度研修会　「農地転用許可の注意点等」**
内　　容	①「農地転用許可申請に係る注意点、応用編について」 講師：川崎北支部　小松　昇　会員 内容：農地法の届出から許可申請までの注意点、お客様から依頼を受けるときの注意点等、会場受講でしか聞けないお話になります。 ※内容及び講師は変わる場合もございます。
日　　時	令和６年２月１６日（金）　１３：３０～　受付 １４：００～１６：００（予定）
場　　所	研修本会大会議室（８０名まで） ※会場受講のみになります。
費　　用	無料
申込期限	令和６年２月９日（金）１７：００まで
対象者	神奈川県行政書士会会員及び補助者
定　　員	先着８０名
備　　考	・諸般の事情により、講義内容や講師の変更等が生じる場合があります。その際は会員専用ページで随時告知致します。あらかじめご了承ください。

研修会へのお申し込みは，ホームページからのご利用にご協力ください。

切り取らずにお申込みください

---------- 申　込　書 ----------

標記の研修会に参加します。

令和　　年　　月　　日

申込番号：

会員番号（４ケタ）：＿＿＿＿＿＿＿＿　E-mail＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（必須）

支部名：＿＿＿＿＿＿＿＿支部　氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

神奈川県行政書士会　ＦＡＸ　０４５－６６４－５０２７
e-mail　gyosei@kana-gyosei.or.jp

研修会・講演会名	〈国際部〉　研修会申込番号：国２３－０８ **第３回 入管実務研修会** **「労務の基本を押さえて入管業務をパワーアップ！」**
内　　容	「技術・人文知識・国際業務」「技能」「特定技能」といった就労資格の申請をサポートする場合、雇用契約を締結した上での申請が必要であり、申請取次行政書士も雇用契約書・雇用条件書の検討・確認をすることは少なくないかと思います。 また、企業の法令順守が申請要件になっている在留資格もあり、入管法や技能実習法に加えて、労働法令上の法令遵守に関する状況確認、意識喚起をすることもあるでしょう。そこで、神奈川県社会保険労務士会より宮川勝行先生、中宮伸二郎先生をお招きして、入管業務に必要な労務のキホンについて学ぶ研修を開催いたします。 【第１部】講演 Part１　入管業務を行うのに、なぜ労務の知識が必要なのか 神奈川県行政書士会　国際部　部員　山岸孝浩会員 Part２　雇用条件を検討・確認する際に、特に押さえておきたいポイントは？ ～雇用契約、賃金、労働時間、外国人ならではの確認事項など～ 神奈川県社会保険労務士会　教育部　部員　宮川勝行先生 Part３　労務問題のトレンドを押さえよう ～２０２４年問題、ビジネスと人権、公正な採用選考など～ 神奈川県社会保険労務士会　教育部　副部長　中宮伸二郎先生 【第２部】トークセッション 『なぜ今、社会保険労務士と行政書士が連携すべきなのか？』 神奈川県社会保険労務士会　教育部　宮川勝行先生、中宮伸二郎先生 × 神奈川県行政書士会　国際部　山岸孝浩会員、笠間由美子会員（進行）
日　　時	令和６年３月１２日（火）午後２時 ～ 午後５時
場　　所	神奈川県行政書士会　大会議室　※VODでの受講についてはその可否を講師に確認中ですので、追ってご案内します。
講　　師	神奈川県社会保険労務士会　教育部　宮川勝行先生、中宮伸二郎先生 神奈川県行政書士会　国際部　山岸孝浩会員
申込開始	令和６年２月１日（木）午前９時受付開始 ＊本会報発行前に申込を開始しております。既に定員に達している場合はお申込み出来ないことが御座いますのでご了承ください。
申込期限	令和６年２月２９日（木）午後５時受付終了（定員に達し次第締め切ります。）
対象者	神奈川県行政書士会会員（申請取次行政書士及び申請取次届出予定者）
定　　員	先着順　６０名
懇親会	研修会終了後午後５時３０分より近隣の飲食店にて、懇親会を予定しております。費用は５，０００円です。懇親会への参加を希望される方は別フォームにて令和６年２月２９日（木）午後５時までにお申込みください。（懇親会のみの参加は不可）申込後キャンセルされる場合は、２月２９日（木）午後５時までに事務局（gyosei@kana-gyosei.or.jp）までメールにてご連絡ください。これ以降のキャンセルは参加費５，０００円をご負担いただきます。
備　　考	今回の研修はホームページからの申し込みのみとなります。（参加申込受付フォーム）からお申し込みください。研修会での録音・録画は一切禁止です。

研修会・講演会名	〈行政書士ＡＤＲセンター神奈川〉　研修会申込番号：申込期限欄に記載 **調停人候補者養成研修会のご案内**
内容	①「自転車交通事故について－物損･人損･保険会社ほか様々な事例への対応など－」 講師：小滝芳之　弁護士　　取得時間：自転車事故 ３時間 ②「相続法－相続法改正・不動産登記法改正・相続土地国庫帰属法新設ほか、相続における様々な事例への対応など－」 講師：小滝芳之　弁護士　　取得時間：民法 ４時間 ③「保険概論及びその応用」 講師：山本毅　行政書士　　取得時間：その他法律科目 ３時間 ④「民事訴訟の原則と事実認定の方法」 講師：池本康次　弁護士　　取得時間：その他法律科目 ３時間
日時	①令和６年２月２１日（水）１０：００～１２：００（受付　９：３０） ②令和６年２月２１日（水）１３：００～１６：００（受付１２：３０） ③令和６年３月２２日（金）１０：００～１２：００（受付　９：３０） ④令和６年３月２２日（金）１４：００～１６：００（受付１３：３０）
会場	①②③④　神奈川県行政書士会　大会議室　（横浜市中区山下町２）
受講方法	①②③④　対面受講のみとなります
費用	無料
申込期限	①令和６年２月１４日（水）　研修会申込番号：Ａ２３－０５ ②令和６年２月１４日（水）　研修会申込番号：Ａ２３－０６ ③令和６年３月１５日（金）　研修会申込番号：Ａ２３－０７ ④令和６年３月１５日（金）　研修会申込番号：Ａ２３－０８ いずれも本会ホームページからお申し込みください
対象者	神奈川県行政書士会会員でセンターの調停人候補者名簿登載希望者
定員	①②③④　各５０名（先着順となります）
備考	各講座の内容、および受講方法等についての詳細は本会ホームページ（会員専用エリア）にてご確認ください。講座資料、効果測定問題は当日配布します。効果測定の解答はGoogleフォームにて、研修終了後１週間以内にご提出ください。 【調停人候補者養成ＭＬ（メーリングリスト）のご案内】 調停人候補者養成ＭＬではＡＤＲ運営委員会主催の研修に関する情報の発信を行っております。登録をご希望の方は、右のＱＲコードよりＭＬ登録フォームにアクセスし、必要事項を送付ください。調停人候補者養成ＭＬについてのご不明点がございましたら、「gyoumu.nab@gmail.com」までお問い合わせください。

FAX又はHPよりお申込みください。

研修会・講演会名	〈申請取次行政書士管理委員会〉　研修会申込番号：申２３－０１ 「届出済証明書 更新者ガイダンス」ＶＯＤ上映会
内　　容	令和３年４月１２日改正施行の神奈川県行政書士会「申請取次行政書士管理委員会規則」に基づき、届出済証明書の「更新」を希望する会員に対しても、申請取次行政書士管理委員会主催のガイダンス受講が義務付けられ、その運用を開始いたしました。更新申出を行う方は、日行連研修の修了証書に加えて、神奈川会発行の「ガイダンス受講修了証」の写しの提出が必要となります。 基本的には、各会員が各々の端末（ＰＣ・タブレット・スマートフォン）から神奈川県行政書士会ＶＯＤサイト（https://kana-vod.com/）にアクセスして受講し、課題シートを提出していただきますが、ＶＯＤサイトでの受講が難しい方向けに、神奈川県行政書士会において上映会を開催いたします。 令和６年３月５日（火）に本年度の上映会を開催するにあたり、参加者を募集いたします。 終了後は、質疑応答の時間も３０分程度設ける予定です。この機会に、日ごろの疑問を申請取次行政書士管理委員会に確認いただくことが可能です。 なお､課題シートの回答作成及び提出については､ＶＯＤサイト上のGoogleフォームからが原則ですが、本上映会では、当日会場にて手書きでご記入いただき、その場で提出、または、帰宅後にＶＯＤサイト上のGoogleフォーム或いはＦＡＸにて行っていただくことも可とします。
日　　時	令和６年３月５日（火）１４：００～１６：００（受付１３：３０）
会　　場	神奈川県行政書士会　大会議室
講　　師	申請取次行政書士管理委員会
費　　用	なし
申込開始	令和６年２月１日（木）
申込期限	令和６年２月２７日（火）１７時（ただし、定員に達し次第締切）
対 象 者	届出済証明書の更新を希望する方
定　　員	３０名

申　込　書

令和６年３月５日（火）の「届出済証明書 更新者ガイダンス　上映会」に、受講の申し込みをします。
研修会申込番号：申２３－０１

令和　　年　　月　　日

会員番号（４ケタ）：

支部名：　　支部　　氏　名：

神奈川県行政書士会　ＦＡＸ　０４５－６６４－５０２７

川崎南支部

【かわさき市民まつり相談会のご報告】

日時　令和５年１１月３日(金・祝)～５日(日)
場所　川崎競輪場内特設会場（川崎区富士見公園帯）

かわさき市民まつりにおいて、毎秋恒例の無料相談ブースを設置し、市民の皆様からの相談を無料で受け付ける機会を設けました。

相続・遺言を中心に市民の皆様から３日間で約８０件の相談を頂くことができ、大盛況となりました。市民まつりという市民が集う場所での無料相談会は、市民の皆様からも相談のハードルが低いということが大盛況につながったと思います。また、様々な問題に直面している多くの市民の方を目の当たりにすると、街の法律家として行政書士が役に立てる場面は大きいのだなと実感いたしました。

当日は、ベテランの支部先生方にも多く参加いただきました。ベテランの先生方と相談者の方とのやり取りを見る機会は貴重で、経験の浅い先生にとってよい学びの機会にもなったかと思います。

【青木のりお先生の第４４代川崎市議会議長就任を祝う会のご報告】

日時　令和５年１１月１４日
場所　ＨＯＴＥＬ　ＡＲＵ　ＫＳＰ

国会議員、県議会議員、市議会議員、福田紀彦川崎市長や関係諸団体の皆様など、総勢５００人が参加され、行政書士政治連盟として、代表は礒田都貴代相談役に出席いただきました。来賓の方々のご挨拶のあと、鏡開き、乾杯と続き、着席の状態で飲食に移りました。青木先生からは、「川崎市が来年市政１００周年を迎える。大小様々な企業が集積する経済力を生かし、スタートアップ企業を作ること、スポーツ、音楽、文化、芸術で活躍する力を生かし、エンタメで誰もが楽しくまちづくりに参加できるようにすること、生活している一人一人のポテンシャルが生かせる環境を整える事が大事である」旨のお言葉をいただきました。

（鈴木孝誌）

鶴見・神港支部

鶴見･神港支部　令和５年度　第３回支部研修会(宿泊研修)のご報告

１２月３日（日）・４日（月）の２日間、箱根にて毎年恒例の支部宿泊研修会が開催されました。

出席者は、講師、研修会・懇親会のみの参加者も含めて、支部会員４０名、他支部会員６名の合計４６名となりました。今回は特に募集開始から申込件数も多く、うれしい悲鳴となりました。本年度もたくさんのご参加、ありがとうございます。

研修は、当支部が誇るベテラン行政書士の加賀雅典会員と、同じく当支部の若手のホープ髙島良太会員を講師に迎え、二部構成で開催されました。

講義内容をざっくりご紹介しますと、第一部は、大ベテランで海事代理士でもある加賀雅典会員の「開業１９年目の行政書士がこっそり教える行政書士業務の表と裏～グレーゾーンから新分野まで～」という、ベテランの先生方もとても聞いてみたくなるタイトルと内容です。そして「こっそり教える」内容なので、ここで詳しくはお伝えできませんが、司会は坂内真子会員の軽快な質問形式の進行で加賀会員のコメントも乗りに乗って、用意されたレジュメの半分くらいの説明があったか、というところで、なんと持ち時間満了となりました。加賀会員の沢山の経験から溢れてくるコメントや、生まれ変わってもまた行政書士になりたい、という言葉に、みな感銘を受けたのではと思います。
休憩をはさんで第二部は、若手とはいえ、すでに大活躍中である髙島会員の「開業３年目の行政書士が語る行政書士業務の未来像～行政書士とＡＩについて～」です。

当然ですが、若手ホープの講師が、過去良く話題になった、９０何パーセントも我々の仕事を奪われる、などというお話をするわけはなく、ＡＩってそもそも何かちゃんとわかってる？というところから、その歴史（進化）と能力、そして、我々が「行政書士業務に利用」すべきＡＩというものを、髙島会員自身の視点で、興味を持つ受講者にわかりやすく講義していただきました。

そして研修会終了後、例年どおり、広いお座敷での「ザ・日本の宴会」的懇親会が行われました。

支部や本会でずっとご活躍の諸先輩方のアイディアをお借りし、支部会員や他支部からのご参加者もとても楽しめた懇親会だったと思います。（余談ですが、加賀会員が研修会で話せず心残りだった部分は、この宴席でマイクを回された機会で、講義の続きがありました。）

その後は、銘々が部屋で語ったり、温泉に入ったり、先輩に仕事の質問をしたり、卓球やカラオケをしたりと自由気ままなツルシンらしい夜が更けてゆきました。

今年は参加できなかった皆様、支部を問わず、来年は是非ご参加をお待ちしております。

（鶴見・神港支部　研修部　田村　亜弓）

緑支部

青葉区、都筑区の区民まつりに出展

緑支部管内では、緑区とそこから分区した青葉区、都筑区の３区で毎年区民まつりが開催され、当支部も長年にわたりそれら全てに出展し、「行政書士制度の広報」、「街頭無料相談会」を行ってまいりました。

今年も、緑区は１０月１５日（日曜日）、青葉区、都筑区は１１月３日（文化の日）に開催されることになりましたが、残念ながら緑区はあいにくの悪天候により当日に開催中止（屋外イベントの中止）となってしまいましたが、青葉、都筑は「秋晴れの夏日猛暑日」の中で開催されました。

今年の青葉区民まつりには、ベテラン会員と登録年数の浅い会員がほぼ半数ずつの総勢１２名がスタッフとして参加。コロナ禍後の平常開催となったことや３連休初日の開催となったためか、開場を待ちきれない来場者が開場時刻前から続々「来場」することとなり、主催者の開場アナウンスを待たずに私たちもフライングで急遽活動開始。コロナ禍後の開催ということを考慮して配布用の広報チラシやポケットティッシュを用意したのですが、当日のスタッフの積極的な広報活躍とあいまって、開始から１時間半で、その全てを配布してしまい、途中で追加補充する程でした。

ブースで開催した「無料相談会」にも、開場時刻前から閉会時刻間際まで途切れることなく相談者が訪れ、それぞれの相談内容も、「通りすがりにちょっと相談」という軽いものではなく、普段の区役所相談会以上に内容の濃いものが多かったことも今年の特徴でした。

とはいえ、そこは「区民まつりの“無料相談会”」ですので、続きは改めて行政書士会、支部に連絡していただくように案内したのは言うまでもありません。

こうした状況は、当支部の区民まつりでの「無料相談会」というものの存在がしっかり認知された結果であり、「継続は力である」ということを改めて強く認識しました。

当日は設営から撤収まで、他の参加団体と交流することもできないばかりか、まともに休憩時間を取ることができない程の大盛況に終始した一日でした。

同時開催の都筑区民まつりにもベテラン会員、新人会員等１２名がスタッフとして参加。こちらの区民まつりも開場するや否や多数の入場者で、近年にない大盛況に終始しました。

当支部のブースの位置が物販で賑わうブースに挟まれており、それらと比較するといささか地味な存在に見えましたが、それは開場と同時に杞憂となり、無料相談会を目的に会場を訪れた相談者によって開場から終了まで途切れることがありませんでした。中には、昨年も相談に来られた方がまた訪れていただいたなど、「区民まつりでの相談会」に期待と信頼を寄せていただいていることを強く実感いたしました。

いずれの区民まつりの相談会において対応した相談件数も６０件を超え、地域的な特色を反映して相談者の年齢層が幅広く、また、相談内容も多岐にわたっておりましたので、対応に当たった会員にとりましても大いに意義のあった一日だったと思います。

当支部活動としましても、区民まつり出展を

一過性の広報イベントとして終わらせるのではなく、地域に根ざした行政書士会として、普段の区役所相談会から更に活動の幅を拡げるべきであるとの思いを改めて強くした一日でもありました。

参加された会員の皆さん、おつかれさまでした。

（広報部　藤代秀一）

横浜中央支部

横浜中央支部（区民祭りで無料相談会を開催）

横浜中央支部では広報月間の一環として１０月２８日（土）に県立保土ヶ谷公園において開催された保土ヶ谷区民まつりと、１１月５日（日）に戸部公園で開催された西区民まつりにおいて、無料相談会を開催いたしました。

両日とも天気に恵まれ、各会場は市民の方で溢れかえっていました。各ステージではダンスや吹奏楽などの催しが行われ大変賑やかな状況でした。そのような中、横浜中央支部のブースにも相談にお見えになるかたが現れ始め、その人数は徐々に増えていきました。相談員の先生方には相続や遺言、成年後見のことなど数多くのご相談をお受けいただきました。相談者の方々は相談を終えられると笑顔で席をたち、また賑やかなお祭りにお戻りになっていきました。

今年も開催して良かったと思える各相談会となりました。

（横浜中央支部　相談委員長　三輪良介）

旭支部

令和５年度第２回支部研修会

日　時：令和５年１２月５日（火）
　　１８：１５～１９：４５
会　場：瀬谷区民文化センターあじさいプラザ
　　３階会議室
テーマ：「相談時の心構え　～これでどんな相談がきても心配いらず～」
講　師：行政書士　武藤陽子先生（当支部会員）

今回の研修会は、主に相談会を担当する際に必要なスキルの確保を目的として行われました。行政書士の通常業務にも通じるところがありますが、依頼者から相談を受ける際に私たちが気を付けるべきこと、その心構えについて学ぶことができたと思います。

「聞く」と「聴く」の違い、つまり音や声が耳に入ってくる「聞く」と、意識を向けて耳を傾ける「聴く」のどちらが相談の際に必要かということからはじまり、主題でもある傾聴についての理解を深められたと思います。

また、旭区役所の相談会では公営住宅の入居申込書の記載方法についての相談も受けていることから、関連資料をもとにそれら事務手続きを詳しく解説していただきました。初見での対応はかなり難しい分野なので、今後相談会を担当される方には大変役立つ情報であったと思います。

旭支部は他の支部に比べて会員数も少なく、以前から相談会担当者の確保が課題となっていました。今回の研修会を通じて、参加していただいた新入会員の皆さんも自信をもって相談業務に携われるようになると思います。街の身近な法律家行政書士として、市民の声に傾聴できる存在でありたいものです。

（旭支部　五十嵐康成）

南・港南支部

令和５年度　南･港南支部
秋季街頭無料相談会のご報告

日時　令和５年１０月２８日（土）
　　１０：３０～１６：３０
場所　京急百貨店１Ｆ　京急「上大岡」駅改札口前特設会場

新型コロナウイルス感染がピークを越え５類相当となって初めての開催となりました。ご相談者もまだマスクをされている方が多いため、細心の注意をはらって相談対応を行いました。

相談テーブルは３か所設置され、９０分間交代で相談員は各テーブルに２名配置として６名体制にて、午前・午後の２交代をもって延べ１２名で臨みました。

スタートからコンスタントに各テーブルの席は区民の皆様で埋まり、４９件のご相談をいただいて盛況となりました。

相談内容を集計すると、次の通りとなります。

相続	３３件	遺言	５件
成年後見	４件	不動産関係	２件
離婚	１件	入管関係	１件
相隣関係	１件	その他	２件

相談内容では相続が多く、来年から実施される不動産登記義務や生前贈与を含めた話題が見られ、関心の高さを実感しました。次に、遺言や成年後見についての内容が続きました。超高齢社会における心配事を抱えて相談に来られた方々に少しでもお力添えできたなら幸いです。

来場者が多かったのは、ターミナル駅改札口・京急百貨店前とアクセスのよい場所的要因と共に、京急百貨店様のポスター掲示のご協力、区役所、地域包括センター、飲食店様での案内チラシ配布も行われて、相乗効果があったためと思われます。

相談を受けて、多くの区民の皆様が相談ごとを

抱えておられることがうかがわれました。区民の皆様が相談しやすい場所を設けることは意義がありますので、相談会の認知度を更に高めていけるように年２回の相談会には今後も参加して盛り上げに貢献していきたいと思います。参加なさった相談員の先生方、準備いただいた地区会、相談部の皆様、ご協力頂いた区役所・京急百貨店様ほか関係者の皆様　有難うございました。皆様と協力して来年もさらに相談者のお役に立てるよう邁進してまいりたいと考えています。

（南・港南支部　齋藤　利男）

令和５年度第３回南･港南支部研修会報告

日時：令和５年１１月２５日（土）
　　１５時００分から１６時５０分
場所：横浜市消費生活総合センター５階
　　第３会議室
講師：行政書士　村上　崇文　先生
　　（鶴見・神港支部）
参加人数：３３名

冒頭では、本研修は「成年後見業務のトリセツ」と題し、業務のマニュアルではなく、業務の取扱い（私自身は取組み方、心構えなのかとも理解しました）についてお伝えしたいとのことでした。村上先生は、後見人業務に１４年のご経験があり、コスモス本部法人後見運営委員会副委員長並びにコスモス神奈川県支部副支部長（研修・相談担当）、法人後見運営委員長及び情報研究委員長としてご活躍されています。

最初に成年後見制度について、法定後見と任意後見の比較をしながら、その種類や申立て、報酬から死後事務に至るまで、各要点を大変詳しくご説明いただきました。任意後見には、委任者（本人）の状況によって、各契約の締結・発効・終了時期等に異なるパターン（「将来型」、「移行型」及び「即効型」に分けられる）があるということ、そしてそれぞれに問題点があるとのご指摘をされました。ここで強く印象に残ったのは、ご本人の最期まで、自分より年下でも、「見守り」をすること。その方がお亡くなりになれば、終了ですが、あとは相続人への引継ぎ。これも２ヶ月以内という短い期間で作業しなければならないとのことでした。先生は支える自分も倒れてはいけなのだと仰り、大変な業務だと実感しました。

次に後見業務の報酬についてご説明いただきました。法定後見人の場合は、家裁に対して年１回の業務報告及び報酬付与申立てにより、報酬が支払われる。つまり、報酬は年１回の支払いということに驚かされました。報酬額の算定基準は法定されていないとのことで、裁定により、各事案における適正妥当な金額が算定され、審判される。基本報酬は月額２万円。管理財産額が高額になると基本報酬額もアップされるとのことでした。一方、任意後見人の場合は、契約書に報酬額を記載しておくことになり、業務報告は家裁にではなく、任意後見監督人に３ヶ月に１回程度行うとの違いがあるとご

説明がありました。

後半は、成年後見業務の「特徴」、「日々の勉強」、そして「心構えや魅力」について、ポイントを押さえてご説明いただきました。後見業務には大きく分けて、財産管理と身上保護がありますが、最近のトピックとして「意思決定支援」があるとのことでした。ご本人の状態をよく理解し、ご本人との信頼関係を築き、ご本人に歩寄る。ご本人の人生の舵取りは、最期までご本人であるという意識を持つこと。後見業務に必要とされる力を問われている感じがいたしました。

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターのご説明もあり、中でも神奈川県支部の受任件数は本部の半分程度と多く、ノウハウ、経験を積んだ先生も多いとのことでした。

あっという間に時間が来てしまいましたが、具体的で分かりやすいご説明をいただきました。業務に取組む心構えを持つとともに、親のことは勿論、自身の近い将来のことを考える上でも、貴重な講義をいただきました。

研修後は、近くのＦＯＲＥＳＴＡＲＩＡ（フォレスタリア）で忘年会が開催されました。３０余名の会員が参加し、美味しいイタリアンと和気あいあいとした雰囲気で、親睦を深めました。

（南・港南支部　吉田剛）

磯子・金沢支部

【１】令和５年度　街頭無料相談会報告

（１）第４９回金沢まつりいきいきフェスタ（海の公園）

令和５年１０月２１日（土）１０時～１５時

４年ぶりに金沢まつりが通常開催され、支部として街頭無料相談会を実施しました。寒くなるという予報でしたが、晴れ間も有り暑いぐらいでした。お客様は大変多く盛況なおまつりとなりました。

会員の参加は１５名。相談件数は５８件。

（相談員集合）

（相談風景）

（マスコットのぼたんちゃん）

（２）令和５年　プララ杉田無料相談会（プララ　杉田パティオ）

令和５年１０月２７日（金）１０時～１５時

今年も京急杉田駅直結の駅ビルプララ杉田パティオにて開催させていただきました。

多数の市民の方からのご相談に応じました。会員の参加は１７名相談結果は合計４５件でした。参加の諸先生、ご苦労様でした。

（相談員集合）

（相談風景）

（３）令和５年　磯子得トク生活フェスタ（磯子区総合庁舎１階）

１１月３日（祝）１０：００～１４：００

磯子・金沢支部として令和５年最後の無料相談会が行われました。参加の諸先生、ご苦労様でした。

２ブースで１０時～１４時開催としては、相談件数は１２件（相談員５名）と大健闘な結果でした。

金沢まつり・プララ杉田・磯子得トクフェスタとも大盛況のうちに終了することができました。

これも参加して頂いた諸先生の尽力のおかげであります。

来年度も、ご協力よろしくお願い致します。

各会場相談結果内訳

相談内容＼相談会	金沢まつり	プララ杉田	磯子得トクフェスタ
相続	２４	２１	３
遺言	１１	７	１
成年後見	６	３	３
借地借家	０	２	２
債権債務	１	０	０
建設業	１	０	０
相隣関係	０	２	０
離婚	０	０	１
会社設立	１	１	０
その他不動産	６	３	１
自動車	１	０	０
その他　税務関係	２	０	０
その他　年金	１	１	１
その他　贈与	１	４	０
その他　農地転用	１	０	０
その他　墓地関係	２	１	０
その他　行政書士業	２	０	０
合　計	５８	４５	１２

【２】令和５年度　磯子・金沢支部第２回研修会

令和５年１２月８日（金）１７時～１９時

場所：杉田地区センター

参加者：３６名（内他支部８名）

（１）「行政書士の仕事としての民事信託」

信託の基本の仕組みと業務

講師：東京都行政書士会中央支部
行政書士　島田満俊　先生

①行政書士と民事信託業務との相性
②信託の仕組
③信託の対象となる主な財産
④受益権と所有権の違い
⑤関係図を使って信託を設計
⑥ケース検討等

上記について具体的に説明していただきました。また、信託口口座に対応している銀行等についても教えていただき大変有意義な研修内容でした。

島田満俊先生ありがとうございました。

（２）懇親会

研修会終了後、懇親会が行われました。

参加者：３１名（内他支部５名）。

講師を中心に和気あいあいの時間をすごしま

した。また、研修内容や仕事のこと、この一年の振り返りや来年の目標について話に花が咲きました。

（講師：島田満俊先生）

（研修会風景）

（広報通信員　川﨑志朗）

戸塚支部

【西武東戸塚Ｓ．Ｃ．街頭無料相談会報告】

１０月２２日（日）西武東戸塚Ｓ．Ｃ．において街頭無料相談会を実施しました。当日は快晴。

コロナ禍も落ち着き、街頭無料相談会前の通路を通る人の数は前年より多かったように感じました。

１１時からの相談会は開始前にもかかわらず始まりを待つ来場者もいて、開始とともに相談席はいっぱいになりました。

前回同様タウンニュースに広告をだし、東戸塚商店会のラインにも当支部が街頭無料相談会を行うことについての掲載をお願いした効果もあったようです。

相談件数も６９件となり、数字の上でも多くの相談があった結果となりました。

【栄図書館セミナー報告】

１１月１日（水）栄図書館において「相続・遺言の基本の『き』」と題して、望月副支部長が講師を担当しセミナーを開催しました。

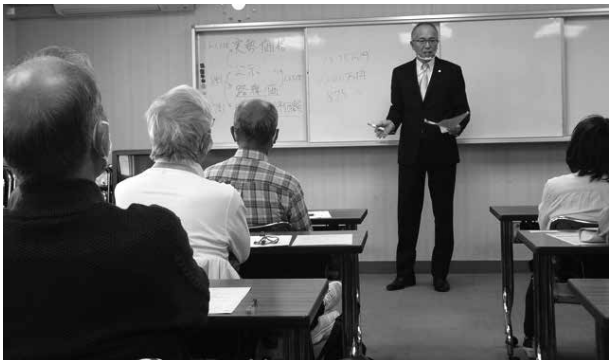

相続に関する基本的な説明に始まり、実際に受けた事例も紹介されました。

望月副支部長の講義も次第に熱を帯び、最後に設けられた参加者からの質問にも丁寧に応対され無事終了となりました。

講義終了後の個別相談にも対応し、相続、遺言に関する関心の高さが伺えました。

参加者１５名、その後の個別相談４件。「今後もこのような講座を継続してほしい。」「大変有意義であった。」などの感想を頂きました。

【栄区民まつり街頭無料相談会報告】

１１月４日（土）午前１０時より横浜市本郷中学校グラウンドにおいて栄区民まつりが開催され、会場内で無料相談会を開催しました。

当日の天気は晴れでこの時期にしては少し暑いと思われるくらいでしたので、お祭りを楽しむお客様の人数は順調だったように感じました。

１０時の相談開始と同時に相談席３席もすぐにいっぱいになり順調な滑り出しとなりました。

相談内容としては、相談会をやっているのが目についたのでちょっと相談してみようという比較的軽い内容から、重大な悩みを抱えた人まで相談件数５１件と多くの相談を受けました。

また、会場内を回る山中横浜市長にも戸塚支部テントにお立ち寄り頂き、ご挨拶いただきました。

（広報・研修担当幹事：横須賀典正）

鎌倉支部

【令和５年度第１回支部研修会報告】

テーマ：「知っておきたい終活と墓じまい
～行政のトップランナーと、現役僧侶に聞く～」

講　師：横須賀市地域福祉課就活支援センター
主査　福祉専門官　北見万幸様
長運寺（葉山町）　遠藤陽仁住職
湘南海洋葬　関口雄貴様

参加者：３２名（うち他支部６名）

鎌倉支部では、１０月３１日逗子「佛縁堂あみりと」２階で研修会を行いました。

第１部では、横須賀市が取組んでいる２つの制度についてお話をしていただきました。ポイントは、住民の安心と尊厳のための終活支援であり、本人の思いそのものではなく、本人の生前の思いを知るための、行政側が関与する終活情報登録制度ということです。周没期に「誰もひとりにさせない」という、横須賀市の強い思いが込められ、身につまされる事例等もありましたが、講師のユーモアある語り掛けで、ときに笑いに包まれながらも興味深い内容でした。

第２部は、現役ご住職から「知っておきたい墓じまい」のテーマで、現状の問題点、トラブル回避等への注意事項を、海洋葬に関しては、新しい供養の形である海洋散骨についてお聴きしました。

研修会終了後は、講師３名もお招きし懇親会を開催しました。参加者は合計２３名。ハロウィンの当日ということで、仮装にも気合を入れて参加するようにとの支部役員の指示もあり賑やかな宴席は盛会のうちに終了しました。

（星原　進）

【鎌倉支部街頭無料相談会報告】

鎌倉支部では、逗子市役所とＰＯＰ－ＵＰ　ＳＰＡＣＥ　ＩＮ　ＫＡＭＡＫＵＲＡ（大船会場）の２カ所で街頭無料相談会を開催しました。

逗子会場では、なんと３０分前から相談者の列が出来、開始時間を前倒しすることに。最終的に４３件の相談が寄せられました。逗子市には、会場の提供をはじめ、市内に７０枚ものポスターを貼ってくださるなど全面的にご協力を

いただいたことも成功の大きな要因です。逗子の皆様に街の法律家としての存在が定着してきたことが実感でき、とても嬉しいです。

一方大船会場はというと、相談者少なめ。と言うのも、会場は仲通り商店街。そしてこの日は１０月最後の日曜日。そう、街はハロウィーンで大賑わいなのです！「無料で相談受け付けます！」と呼び込みをする我らの目の前を、かわいいお化けたちが闊歩します。親ごさんもノリノリで仮装。相続の相談どころではありません。これには困った。我らも、お菓子を用意しておけばよかったのか？負けずに仮装すればよかったのか？大いに悩む。しかしそんな中でも１２組の相談者が訪れました。世間はお祭りでも、憂いを抱える方々は存在します。そんな方々の、少しでもお役にたてたなら幸甚です。

（小林三千世）

横須賀・三浦支部

「市民公開講座について」

日　時　２０２３年１１月４日（土）
　　１４：００～１６：００
場　所　ヴェルクよこすか　６Ｆ　ホール
テーマ　「終活ってなにするの？」／「ライフキネティックで認知症予防」
講　師　横須賀・三浦支部　青木　茂先生／
　　横須賀・三浦支部　秋山　徳子先生
参加者　８２名

上記日程にて市民公開講座を行いました。前半は青木会員を講師に迎え、終活に取り組むにあたっての概要をお話いただきました。後半は秋山会員を講師に迎えライフキネティックというエクササイズを実施しました。終活の基本と健康づくりというシンプルな内容でしたが多くの市民の方に参加いただき、参加者の方からは非常に好評をいただくことができました。

「七士業合同無料相談会について」

日　時　２０２３年１１月１１日（土）
　　１３：００～１７：００
場　所　横須賀モアーズシティ１階　正面入口横

上記日程にて七士業合同無料相談会を行いました。相談件数は七士業全体で８５件、うち行政書士会は１２件のご相談があり大盛況でした。このような機会を通じて、士業間の繋がりを大切にしていきたいと感じました。

「令和５年　第４回支部研修会及び会員交流会について」

日　時　２０２３年１２月７日（木）
　　１６：００～１９：３０
場　所　ヴェルクよこすか６階第１会議室／
　　セントラルホテル横須賀
テーマ　「遺言・相続・離婚について」
講　師　横須賀公証役場　公証人　前澤　康彦　様
参加者　２８名

上記日程で第４回研修会を行いました。公証人の前澤様を講師にお迎えして、相続分野・離婚分野における改正民法について、また公正証書作成時の留意点についてご講演いただき、大変学びの多い研修会となりました。講師の皆様はその後の会員交流会にもご参加いただき和やかなひと時となりました。

湘南支部

「令和５年１０月２１日(土)開催　茅ヶ崎無料相談会のご報告」

湘南支部では、行政書士制度広報月間中におきまして、茅ヶ崎無料相談会を下記のとおり開催いたしました。

日　　時：令和５年１０月２１日（土）
　　１４時～１６時
会　　場：茅ヶ崎市役所分庁舎６階コミュニティホール大集会室
参加人数：１５名（相談員１４名、運営スタッフ１名）
相談実績：５件（内訳：相続２件、遺言１件、その他１件）

今年度の茅ヶ崎無料相談会は、茅ヶ崎市役所分庁舎内のコミュニティホールにて行いました。相談件数は５件となり、相続・遺言が計４件、その他１件となりました。また、久しぶりに街頭でチラシ等を配る広報活動を行うことができました。

昨年度に引き続き、相談会の運営スタッフという形で入会歴の浅い会員の参加も募集いたしました。入会間もない会員にとって、先輩行政書士の話を聞いたり、間近で実際の相談対応の様子を見学したりすることができる良い機会になったのではないかと思います。

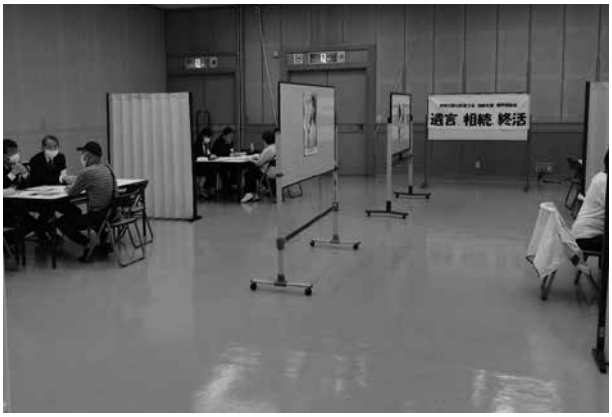

「令和５年１０月２８日（土）開催 令和５年度第２回研修会のご報告」

湘南支部では、本年度の第２回研修会を下記のとおり開催いたしました。

開催日時：令和５年１０月２８日（土）
　　１４時～１７時
会　　場：フジサワ名店ビル６階イベントホール
テ ー マ：「行政書士事務所の開業・経営の実際」
講　　師：黒川明広会員、太田玄一会員、齋藤優允会員（いずれも湘南支部）
形　　式：会場受講
参 加 者：３４名

講義は対面式で行われ、湘南支部の黒川明広会員、太田玄一会員、そして齋藤優允会員が講師を務められました。三名の先生方は、それぞれ事務所運営に関する多岐にわたる知見を共有してくださいました。これは、新たに行政書士として登録された先生方や、すでに業務を経験しており、業務と営業のバランスに悩んでいる先生方にとって、非常に身近で参考になる内容でした。

本日講義をしていただいた先生方も、それぞれが過去の失敗から学び、成功体験を積み重ね、現在の確固たる経営基盤を築き上げています。これらの先生方に共通するのは、行政書士としての強固な信念と、現状に甘んじることなく挑戦を続ける姿勢です。「変化を恐れず、挑戦を恐れず、失敗を恐れず」―これが、私たちが彼らの熱意ある講義から学べる大切な教訓でした。

また、研修会終了後は会場を近隣の中華料理店に移し、懇親会を開催いたしました。講師の先生以外にも、先陣でご活躍をされている行政書士の先生方、これから共に成長しようと意欲を持って講義に参加された行政書士の先生方、他支部の先生方との貴重な交流の場をつくることができ、とても有意義な会となりました。今回の懇親会が会員相互の親睦をより深めるきっかけとなりましたら、幸甚に存じます。

ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

相模原支部

支部忘年会のご報告

日　時：令和５年１１年２４日（金）
　　１８：００～２０：００
場　所：中華名彩　敦煌　相模原

相模原支部では、上記日程にて忘年会を開催致しました。

４０名を超える大勢の方にご参加いただき、６つの丸テーブルを囲みました。横山正直支部長の挨拶から始まり、久しぶりに会った会員同士は旧交を温め、初めてお会いした会員とも楽しく交流することができました。美味しい中華

料理を堪能しながら、和気あいあいと楽しい会話が続きました。

中盤から始まったビンゴゲームでは、携帯アプリからの本格的な音声とともに番号が発表されました。しばらくビンゴが出ず、その分当たった方は、とても嬉しそうに厚生部の用意したバラエティあふれる素敵な景品を選んでいました。最後はお二人が同時にビンゴとなり、ジャンケンで勝者を決めました。とても盛り上がり、笑顔あふれる忘年会となりました。

コロナ渦の時には、こういった交流もなかなかできませんでしたが、一緒に食事をしたり、近い距離で顔を見ながらお話をすることはとても有意義なことだと思いました。日頃の悩みを聞いていただいたり、先輩の体験談を伺うことができました。支部には、こんな暖かい仲間がいるんだと実感できました。また元気で陽気な先生方を見ているだけで元気をもらえました。令和５年の良い締めくくりとなった忘年会でした。

（大塚　友子）

図書館法律講座･個別相談会のご報告

日　時：令和５年１２月３日（日）
　　１３：３０～１６：００
場　所：相模原市立図書館
参加者：２７名（内、個別相談会参加者は１３組１５名）

相模原市立図書館が開催する法律講座に、今年も行政書士会相模原支部が講師として参加させていただきました。

横山正直支部長の挨拶に続き、沓掛由恵会員が「相続・遺言の基礎」と題し、プロジェクターを用いて、相続手続きや遺言書の書き方について、講義を行いました。実際に遺言書を書くコーナーでは、多くの参加者が筆を止めて巡回する行政書士会員に質問をしていました。

法律講座終了後、４つのブースを設けて個別相談会を実施しました。相談者の疑問や悩みに丁寧にお答えし、「来てよかったです」等感謝のお言葉を多く頂戴しました。

また、昨年同様、２階廊下壁面に行政書士業務の紹介パネル１０枚を年末までの約１カ月掲示させていただきました。法律講座・個別相談会と併せ、広く行政書士の活動を認知頂けたと思います。

（西本　英司）

厚木支部

令和５年度厚木支部主催街頭無料相談会

令和５年１０月２８日（土）午前１０時半～午後４時まで、イオン厚木の正面入り口前にて、厚木支部主催の街頭無料相談会を開催いたしました。

新型コロナウィルス感染症の影響のため、４年ぶりの開催となりましたが、３３名３５件と、たくさんのご相談をいただきました。

当日は、ハロウィンイベントも催されていて、人出もあったことから、通りがかった方が相談会に立ち寄って下さり、相続や遺言など多岐に渡るご相談を受けることができました。

ごく一部ではありますが、市民の皆様の悩みを解決するお手伝いができたのではと思います。

今回の相談会は厚木市より後援をいただき、市の広報やタウンニュースに案内を掲載しましたので、それらを見て相談会に足を運んでくださる方もいらっしゃいました。

また、厚木市の山口市長もおみえになり、行政書士会の活動について応援の言葉をいただきました。

来年もぜひ多くの相談者の方にご来場いただき、市民の皆様に行政書士の活動を知っていただきたいと思います。

相談員の皆様、お疲れ様でした。

（厚木支部　祝田　佐和子）

厚木支部会員交流会

日　程：　令和５年１１月２５日（土）
行　先：　千葉県房総方面
出席者：　１７名

令和５年度の厚木支部会員交流会が、１１月２５日に開催されました。

今年は、川崎市から千葉県の木更津までの東京湾アクアラインを通って、秋の房総半島を巡るバスツアーとなりました。

会員とご家族含めて１７名に参加いただきました。大きな観光バスでしたので、座席の間隔を空けて、ゆったり座ることができました。

今回の交流会の最終目的は、帰りの金谷港から久里浜港をつなぐ東京湾フェリーに乗船して『十三夜の月を観よう』でしたが、当日は朝からあいにくの曇り空で、気温も低いだろうとの予報から、月が見られるか不安な出発でした。

天気の回復を祈りながら、うみほたるＰＡからマザー牧場に向かいました。

昼食はマザー牧場で、彩り豊かなお膳と、鍋一杯に入ったアツアツの豚汁を堪能しました。マザー牧場には、広々とした牧場にたくさんの羊や牛がいて、皆さん餌やりや動物たちのショーを楽しみました。

次に向かったソムリエハウス酒匠の館では、いろいろな種類の日本酒の試飲ができ、皆さん美味しく召し上がられ、気に入ったお酒を購入するなど、大好評でした。

志駒不動様の霊水を見学した後は、もみじ

ロードの色とりどりの美しい紅葉を車窓から眺められ、秋の深まりを感じました。

道の駅保田小学校は、廃校の小学校と幼稚園が道の駅となっていて、小学校の給食などを再現した食事や千葉の名物を食べることができ、特産品のショッピングなども楽しめました。

最後に、金谷港のそばにあるザ・フィッシュにて海産物の買い物をした後、東京湾フェリーに乗船しました。

会員の皆様の日ごろの行いが良いのでしょう、雲の切れ間から十三夜を見ることができ、旅の目的が果たされました。

少し寒い一日でしたが、薄曇りながら天候は穏やかで、見学も盛りだくさんの交流会となりました。バスの中では会員の皆様同士楽しく歓談され、楽しい交流会になりました。

来年の交流会も楽しみにしております。

（厚木支部　祝田佐和子）

平塚支部

【二宮町町民センターにて広報月間街頭無料相談会を開催】

令和５年１０月２０日（金）二宮町町民センターにおいて広報月間街頭無料相談会を開催いたしました。平塚支部は、平塚市、大磯町、二宮町の行政書士で構成されていることから、平塚市内だけではなく、大磯町、二宮町での認知度向上を目指す目的で、二宮町での街頭無料相談会を実施し始めて、今年で開催が４回目を迎えました。今年はご相談者３名という結果で、前年より伸びず、課題が残りました。今後は開催場所について検討の余地があると当時に、次回以降に関しては広告宣伝方法も検討する必要もあると考えます。

今後は、二宮町においても「たよれる街の法律家」として、多くの町民の皆様に認知していただけるよう、より周知活動を一層強化し、少しでもお役に立つ機会が増えるために努力して参ります。

【令和５年度第２回支部研修会を開催】

日　時　令和５年１１月１日（水）
場　所　平塚市中央公民館　大会議室
内　容　①特定行政書士制度の沿革と現状について
　　②戦略的許認可申請
　　～許認可の現場で活用する行政手続法～
参加者　２７名（内、他支部１２名）

本年度第２回目の研修は、特定行政書士制度と行政法についての研修でした。特定行政書士が誕生して８年が経過し、現在、神奈川県内には３４２名の特定行政書士が活動しています。平塚支部においては、平塚市６名、大磯町２名、二宮町１名が特定行政書士に登録していますが、特定行政書士の認知度は全国的にもまだまだ低いと言える現状があり、これまでの制度の経緯、審査請求等の実績、今後の展望について２つのテーマでお話いただきました。

前半は、本会において特定行政書士ワーキンググループ座長を務めていらっしゃる那住史郎先生から、特定行政書士制度の沿革と現状についてお話しいただきました。後半は、神奈川県行政書士会の小出秀人副会長より、「戦略的許認可申請」と題し、許認可の現場を主戦場とする行政書士が、手続きを円滑に進めるため、行政手続法を自由自在に操るほど熟知することの大切さをお話しいただきました。

【ひらつか市民活動センターまつりに参加しました】

令和５年１１月２６日（日）「ひらつか市民活動センターまつり」に初めて参加しました。ひらつか市民活動センターは支部の役員会でいつもお世話になっている施設で、まつりには平塚市で活動をしている様々な団体が出展しており、地元のケーブルテレビの取材もあるなど小規模スペースながら活気あるイベントでした。会期中全６件の相談を受け、「どこかで相談してみてかったけど機会が無かった」というお声もいただき、出展者の方からも相談を受けるなど、初参加ではありましたが手応えを感じるイベント出展でした。

（広報担当　松村綾子）

秦野・伊勢原支部

浅草日帰りバス旅行

秦野・伊勢原支部では、令和５年１１月９日（木）に「浅草日帰りバス旅行」を実施しました。

コロナ禍により会員交流の場を思うように設けることができなかったここ数年でありましたが、感染状況の落ち着きを受け企画した日帰り旅行は、会員１３名と他支部からの参加者３名の合計１６名の参加により実施することができました。

当日は、例年にない残暑も収まり、この時期らしい過ごしやすい気候と晴天に恵まれ、クルーズ船で海からの景色を見ながら浅草の街を訪れ、東京スカイツリーを眺めながらの昼食、皇居の散策と旅を堪能することができました。また、他支部との交流を持つことができ大変充実した１日となりました。参加者にも好評だったことから、来年以降もより多くの会員が参加できるように企画していこうと思います。

（冨塚　淳）

秦野市図書館セミナー開催の報告

日　時　令和５年１１月２６日（日）
　　１３：００～１５：００
場　所　秦野市立図書館　２階視聴覚室
テーマ　『　空き家にしない・させない
　　空き家の発生予防セミナー　』
　　第１部　空き家の実情と課題
　　秦野市都市部交通住宅課住宅政策・
　　移住相談担当
　　第２部　相続・遺言・成年後見制度の活用
　　秦野・伊勢原支部　大澤孝明会員
参加者　２５名（うち市職員２名、支部会員８名）
終了後　相談１件

秦野市では令和元年に空き家の実態調査が行なわれました。「空き家になる前の対策の必要性」を感じていたところ、秦野・伊勢原支部より「空き家対策のために、行政書士が協力できること」の提案があり、今回のセミナーの開催となりました。

第１部では、市内の空き家の状況、放置された空き家の問題、空き家バンクなどの説明があ

りました。第２部は、相続の基礎知識、遺言書の作成、成年後見制度の概略などの講義となりました。限られた時間ではありましたが、市民の方々の考えるきっかけとなり一助となればと思いました。

秦野市と神奈川県行政書士会秦野・伊勢原支部は、令和６年１月１２日に「空き家等の適正管理の推進に関する協定」を締結することになりました。以上、ご報告いたします。

（入学登巳子）

小田原支部

行政書士フェスタ小田原２０２３開催報告

日時　令和５年１０月２９日（日）
　　ＡＭ１０：００～ＰＭ４：００
会場　ハルネ小田原うめまる広場

１０月２９日（日）ハルネ小田原うめまる広場にて行政書士フェスタ小田原２０２３を開催し、無料相談会に多数の方にご来場いただきました。コロナ禍では配布ができなかったフライヤーやノベルティの配布が復活し、行政書士のＰＲに努めました。朝方まで降った雨の為、午前中の出足は例年に比べあまり良くなかったものの、午後からは多数の方にご来場いただき、昨年を上回る相談件数となり、盛況のうちに終了となりました。

なかには、相談したいが時間の都合がつかないという方もおられましたが、定期的に無料相談会を行っていることや行政書士業務についての説明をし、ご納得いただいき帰られた方もおり、行政書士のＰＲの一助となるイベントとなりました。多くの方と話す中、まだまだ行政書士についてご存じない方も多く、今後もこうした活動が必要であると実感しました。

広報厚生部･相談研修部合同研修会　ご報告

日　時：令和５年１１月１５日（水）
　　１７：３０～１９：００
会　場　おだわら市民交流センターＵＭＥＣＯ
講　師　長尾影正会員
テーマ　『家族信託の基本事項と活用事例』
出席者　１４名

１１月１５日広報厚生部・相談研修部合同研修会が開催されました。『家族信託の基本事項と活用事例』と題し、当支部の家族信託のエキスパートである長尾影正会員より９０分の講演を頂きました。

売却益３０００万円控除の空き家特例との絡みや信託口口座開設、損益通算、抵当権付き不動産などなど、注意すべきポイントのほか、遺言書と信託契約とどちらが優先するのか？といった高度な論点に至るまで、本質を捉えた丁寧で分かり易い説明が繰り広げられました。実務経験豊富なベテラン会員にとっても新鮮な分野に映ったとみられ、講義後の質疑応答も白熱したものとなりました。

少数精鋭のたいへん意義のある研修会となったのではないでしょうか。

研修会終了後の懇親会では講師の長尾会員も交えて一堂に会し、生前対策の話題冷めやらぬまま、宴は盛況のもとに幕を閉じました。

（広報厚生部　石川真彦）

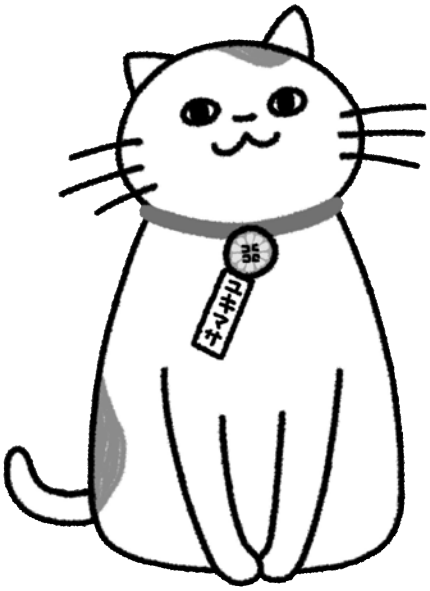

大和・綾瀬支部

令和５年度街頭無料相談会を開催

綾瀬市および大和市にて、街頭無料相談会を開催いたしました。

各開催日とも、良い天気に恵まれ多数の方にご来場いただきました。

【綾瀬市会場】

日　　時：令和５年１０月２１日（土）
　　１３：３０～１６：００
場　　所：綾瀬市立中央公民館講堂Ａ室
告知媒体：広報あやせ
相談件数：相続１件、遺言２件、計３件

【大和市会場】

日　　時：令和５年１１月５日（日）
　　１３：３０～１６：００
場　　所：大和市文化創造拠点シリウス１階
　　ギャラリー
告知媒体：やまとニュース
相談件数：相続２件、遺言１０件、成年後見１件、不動産２件、計１５件

綾瀬市会場については相談件数が伸びませんでしたが、大和市会場では開始時間前に並ぶ列ができるなど予想を上回る多くの相談者の方にご来場いただき、大盛況のスタートになりました。両会場とも市の広報を利用して告知を行い、広報活動として十分に成果があったと思います。また、相談員同士の交流を図る良い機会ともなりました。

今後も益々の研鑽に努めたいと思います。

海老名・座間支部

【海老名駅前にて海老名街頭無料相談会を開催しました】

令和５年１１月２５日に海老名駅東口にあります自由通路で街頭無料相談会を開催しました。

日　　時：令和５年１１月２５日（土）
　　１０時～１５時
会　　場：海老名駅東口自由通路
参加人数：　１７名
相談実績：　７件

午前１０時から相談スペースを用意して、道行く人に行政書士としての業務のＰＲ、相談を希望する方へ相談を受け付けました。

今回の相談会の開催に際し、会員各位にご協力を頂き、１７名の会員に会場協力頂きました。

天気が良かったので普段通りの通行量もあり、家族連れやお年寄りの方など様々な方が往来していましたが、この日はとても寒く用意をしたティッシュは午前中のうちに配り切ってしまいました。

この日に受けた相談は成年後見人・相続を中心に７名の方の相談を受けました。他にも相談ではなく、行政書士という仕事がどのような仕事なのか、興味を示してくれる方もいらっしゃいました。

（担当：相澤英伸）

政 連 だ よ り

■　新年のご挨拶　■

田後隆二神政連会長

年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員各位におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。日頃より、本連盟の活動にご理解・ご協力を賜り、また行政書士制度の充実・発展にご尽力いただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、社会の様々な分野においてＤＸ化が推進され、行政手続きのオンライン化・デジタル化が急速に進む中、我々行政書士は生き残りをかけて、法令、制度の改正に取り組んでいかなければなりません。令和元年の①目的規定に「国民の権利利益の実現に資すること」の明記、②一人法人の許容、③行政書士会による注意勧告規定の新設の３項目を内容とする行政書士法の一部を改正する法律（第１２次改正）が成立・公布されてから５年目にあたる今年は、新たな行政書士法改正の正念場となります。

日行連の法改正推進本部において日政連役員とも度重なる協議の結果、行政手続きのオンライン化・デジタル化が進んでも、変わらず行政書士が「国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資する」ことができるよう改正要望をまとめてきましたが、これから総力を挙げてその実現に向け、関係団体等との調整を図り、各級議員に働きかけていくことになります。

結びに、本年が会員の皆様にとってさらなる飛躍の年になりますことをご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。本年もよろしくお願いいたします。

神奈川行政書士政治連盟
会長　田後　隆二

■　令和５年度勉強会「行政書士政治連盟と地方議員」　■

下記要領にて、中村一夫大和市議会議員（神奈川県行政書士会横浜中央支部所属）をお招きし、政治連盟役員を対象とした勉強会を開催いたしました。中村議員からは、業界団体としての神政連が果たすべき役割、また会員議員との連携について、豊富なご経験をもとにご講義をいただきました。

日　時　令和５年１１月３０日（木）１８：００～
場　所　ロイヤルホールヨコハマ
参加者　田後隆二会長、並びに本連盟役員
内　容　一．「政治」と「行政」
　　二．「行政」書士の優位性
　　三．行政書士は何を目指しているか
　　四．政治連盟は何を目的として活動しているか
　　五．日政連と神政連
　　六．業界団体の政治活動とは
　　七．地方議員とどのように連携できるか

中村一夫大和市議会議員

中村一夫大和市議会議員と田後隆二神政連会長並びに本連盟役員

■　衆議院議員　中西けんじ　中西けんじ君を励ます会　■

下記要領にて、標記会合に出席いたしました。当日は、国会会期中にもかかわらず、麻生太郎自由民主党副総裁を始めとする多くの国会議員が会場に駆けつけ、次々と激励の言葉を述べられました。

その後、中西議員より「強い経済で、優しい社会を実現する」という力強い決意が述べられました。

日　時　令和５年１１月２９日（水）１８：３０～
場　所　ロイヤルホールヨコハマ
参加者　田後隆二会長、並びに本連盟役員

麻生太郎自由民主党副総裁

中西健治衆議院議員

中西健治衆議院議員夫妻と田後隆二神政連会長並びに本連盟役員

■　加藤元弥君の第１１６代神奈川県議会議長就任を祝う会　■

下記要領にて、標記会合に出席いたしました。当日は、黒岩祐治神奈川県知事を始めとする多くの来賓より、加藤元弥議長への祝辞が送られました。また、加藤議長ご本人からは、県民のために全身全霊をもって職務を果たしていくとの熱い想いが語られました。

日　時　令和５年１１月２４日（金）１８：００～
場　所　横浜ロイヤルパークホテル
参加者　田後隆二会長、並びに本連盟役員

黒岩祐治神奈川県知事

加藤元弥第１１６代神奈川県議会議長

祝辞を述べる県内各自治体首長

■　関東地方協議会連絡会における日政連報告　■

下記要領にて、標記会合に出席いたしました。当日は、井口由美子日政連会長より「行政書士法（要望項目）実現に向けて」～政治連盟の役割～と題して、日政連の活動報告及び法改正に向けた今後の活動予定についてご報告をいただきました。

日　時　令和５年１１月２１日（火）１１：００～
場　所　パレスホテル大宮
参加者　田後隆二会長、並びに本連盟役員

井口由美子日政連会長

■　幹事会報告　■

日　時　令和５年１１月２９日（水）１５：３０～
場　所　本会全会議室

１．開会
２．会長あいさつ
３．配付資料の説明
４．議長の選任
５．議事録署名人の指名
６．協議事項
（１）令和６年度新年賀詞交歓会について
７．報告事項
（１）海老名市長選挙及び海老名市議会議員選挙の結果について
（２）本会との業務委託基本契約の延長について
（３）合同会議について
（４）各委員会からの報告・今後の予定について
（５）年度スケジュールについて
（６）その他
８．閉会

■　神政連ホームページ「会員のページ」について　■

神奈川行政書士政治連盟のホームページ（http://jinseiren.com/）において、「会員のページ」に活動報告、規約等の各種情報を掲載しております。ぜひご一読ください。
・ＩＤ：ｊｉｎｓｅｉｒｅｎ
・パスワード：事務局までお問い合わせください。

■　神奈川行政書士政治連盟の役割について　■

神奈川行政書士政治連盟（以下、神政連）は、日本行政書士政治連盟（以下、日政連）の支部として、神奈川県行政書士会（以下、本会）と連携して行政書士制度の充実・発展を図り行政の円滑な推進に寄与すると共に国民の福祉に貢献するために必要な政治活動を行うことを目的とする団体です。

私たちは、行政書士として、会員一人一人が業務を誠実に行い、市民から「行政書士に相談してよかった」と喜ばれると同時に「たよれる街の法律家」として信頼される存在を目指しています。そのためには、行政書士の社会的地位の向上、職域の拡大、業務遂行上必要な法改正等の実現に向けた活動はとても重要です。

しかしながら、個人が各々でこれを達成することは非常に困難です。そのため、神政連は、会員皆様の力をお借りして組織力を高め、各政党の議員と連携を図り、より一層高い次元での成果を目指すという役割を担っています。**神政連に未加入の本会会員の皆様、是非この機会に神政連にもご入会いただき、皆様のお力添えを何卒宜しくお願い申し上げます。**

よくあるご質問

「職域の拡大などは、本会が行えば良いのではないか・・」

⇒行政書士会は強制入会団体という性質上、政治資金規正法に抵触する恐れがあり、法改正を目指すことなどを目的として、議員に対する政治活動を行うことができません。そこで、かかる制限なくロビー活動を展開するため、神政連の出番となります。

「神政連に入ると特定の政党を応援しなければいけないのではないか・・・」

⇒行政書士法は議員立法です。従って、法改正によって新たに職域を広げようとする場合は、全会一致での可決承認を得なければなりません。言わば、「全方位外交」が求められます。特定の政党だけ、と偏っていては法改正は実現いたしません。

「具体的に政治連盟の実績はあるのだろうか・・・」

⇒下記は、日政連・神政連の活動で得た成果の一部です。

1．申請取次制度への参加（国際業務）
2．法定相続情報証明制度における専門家としての参画（相続手続きに係る民事法務業務）
3．相続土地国家帰属制度における専門家としての参画（不動産関連業務）

「それでもやっぱり政治活動に抵抗があるのですが・・・」

⇒神政連の行う「政治活動」は、言わば一般企業が行う「営業活動」の一面がございます。様々な競合他社（他士業団体等）との競争に負けないためには、本会による既存の営業活動だけでは太刀打ちができず、やがて弱小化していく恐れがあります。そこで、神政連が新たな業務獲得・職域拡大のため、法改正や制度参入等を精力的にバックアップしていくことが、行政書士という資格の存続のため、必要不可欠となります。

かなさぽ便り

新年のご挨拶　　支部長　田後隆二

年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。会員各位におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。日頃より、当支部及び各地区の事業運営にご理解・ご協力を賜り、また成年後見制度の発展にご尽力いただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

さて、昨年は、３月に総務省から都道府県、金融機関宛て「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて（通知）」の発出、４月に一般社団法人から公益社団法人への移行という、私どもコスモス会員にとって大きな出来事が二つありました。その経緯については、日本行政２０２３年７月号及び本誌２０２３年７／８月号に寄稿しましたので、ご参照いただけると幸いです。

今後は、その効果について確認・検証する段階に移ります。総務省通知を受けて、一部金融機関の対応が改善されたという報告を受けていますが、神奈川県及び県から通知を受けた市区町村の対応に変化はあったでしょうか。そもそも県内各自治体においては、高齢者・障がい者等の福祉施策に行政書士が広く活用されてきた実績があり、後見人等業務が行政書士業務であると言われても今更感があるのかもしれません。

総務省通知には、好ましい効果ばかりを期待していましたが、想定外だったのは、「成年後見人等業務は行政書士業務なのだから、敢えてコスモス等に所属して行う必要はない。」したがって、「コスモス等に便益を提供する必要はない。」などと曲解している単位会があることです（もちろん、神奈川会のことではありません）。また、個人的にも同様に考える行政書士（コスモス非会員）がいるようで、今後、倫理研修を受けることなく、何らの管理下にもない行政書士が、成年後見人等業務において不祥事を多発させることが危惧されます。このようなマイナス効果は、一つひとつ丁寧に対応し解消していかなければなりません。

次に、一般社団法人から公益社団法人への移行についてです。全国的には家庭裁判所にそれなりのインパクトはあったようですが、横浜家庭裁判所本庁においては、行政書士に対する評価に変化があったとは特に感じていません。行政庁（内閣府）の監督を受けることにより、法人運営のレベルアップは図られているところですが、会員行政書士の資質向上に直結する話しではないからでしょう。

家庭裁判所の裁判官、書記官その他の職員の中には、かねてより関係の深い弁護士、司法書士には親しみがある一方、新参者の行政書士には拒否感すら覚える人がいると聞きます。後見等事務報告書の記載内容にも問題があるようで、報酬額アップを狙ってか、必要のないことをズラズラ書いてくる行政書士が少なくないという書記官の本音も聞こえてきています。

自治体に対しては、公益法人化による信頼関係強化を期待しています。県内基礎自治体からの後見人等候補者推薦依頼の件数は、毎年右肩上がりで増加してきています。困難事例であってもすみやかに後見人等候補者を選定してきた地区役員、専門職として中核機関等の運営に貢献してきた会員、誠実に後見人等業務を行ってきた多くの会員のおかげです。

自治体とのさらなる信頼関係強化はもちろんのこと、家庭裁判所からも高い評価を受けられるよう、公益社団法人支部としての組織運営及び管理体制のさらなる高度化を図ることをお約束して、新年のご挨拶といたします。

今を大切に生きるための終活

平成２８年に行政書士登録、開業して間もなく８年になります。開業してすぐにコスモスの研修を受けて入会し、行政書士として初年度に受任したお仕事は遺言や任意後見契約書の起案でした。

昨今は、高齢化が加速していることと併せて新型コロナのパンデミックや地球沸騰化等、自然災害が深刻化するなかで、人々の「死」に対する捉え方が変わってきたように思います。

「終活」についても以前に増して注目を集めるようになり、映画や雑誌などのメディアでも取り上げられることが多くなりましたね。

私が開業した当初は成年後見制度に関する世の中の認知度はそれほど高くなかったように思いますが、このところ、ご相談にいらっしゃる高齢者の方は成年後見制度についてよく勉強されている印象です。ここ数年で、自分の「死」はそれほど遠い未来の話ではないかもしれない、という意識は高齢者に限らず誰しもが持つようになったのではないでしょうか。

９年前の行政書士試験浪人中、大学のゼミの先生の退官式があり、その席で先生が任意後見制度の利用促進に関する書籍への寄稿をされているとのお話を伺いました。

私は大学では公衆衛生学を専攻しておりましたが、寄稿の内容は、予防医学の観点から、適度な運動やバランスのよい食事、質の良い睡眠、ストレス軽減など健康的な生活習慣を維持することで認知症や障害の発症を予防することができることと合わせて、将来、自分の意思を尊重した豊かな人生を送るためには、任意後見制度の利用について早めに検討しておく必要があるといったものでした。

そんなご縁で行政書士として開業してからは、数ある業務の中でも遺言、相続、成年後見に関する業務は続けていくことを決めました。

それ以降、行政書士数名と地域ケアプラザの職員や地域ボランティアの方々とで「劇団みらくる」を結成して、各地域ケアプラザで「遺言のすすめ」や「エンディングノート」を題材にした寸劇を披露したり、「アロハな終活」をテーマに活動されている方と一緒にセミナーを開催したり、地域の民生委員の方と成年後見制度について理解を深める勉強会を開催したり、といった活動は今も続けております。

意思決定支援をしていく立場としては、成年後見制度が必要となる以前の段階から、判断能力が低下してからの余生について、また「死」について考えることで、よりその人らしく生きるための選択をしてほしいと切に願います。

「終活」は高齢者が生前整理のためにやるもの、といった概念にとらわれず、若いうちから明るく楽しく「終活」をすることによって、今をより豊かに、感謝しながら生きることができることにつながり、是非若いうちから取り組んで頂きたいと思っています。

複数の後見人として、何人かの最期を看取るようになってから、自分の終わり方についても考える機会が増えました。判断能力が低下してから他界後の数か月、周囲の方の助けを要することが増えていく中で、いかに周りに迷惑をかけずに、自分らしく生きていけるか、自分が亡くなった後の残された遺族の方たちに、どんな自分を残したいか、考えながら日々過ごしたいと思うこの頃です。

（横浜西地区　岩下　文）

神奈川建行協だより

私達は、建設業関連業務を取り扱う神奈川県内の行政書士の有志で構成され、建設業関連業務に関する研修・研鑽、研究及び業務実践を行う専門家集団を目指しています。建設産業は、もっとも古くから存在し続けてきた産業の一つであり、我が国の産業構造上最も重要な産業であると位置づけられています。私達は、建設産業に関する行政課題が山積する中で、行政書士に求められている、或いは将来求められるであろう事柄について、建設業関係法令を中心に行政書士としての専門的立場から研究、研鑽し、個々の行政書士事務所における業務において実践することによって、建設業に関連する業務分野における行政書士のマーケットを確立し、もって行政書士法第１条に掲げられた制度目的の達成に寄与することを目指しています。

上記の当会の趣旨にご賛同頂き、共に建設産業を盛り上げて頂ける気概のある方を求めています。

神奈川建行協　代表　小関　典明

■建設業法施行規則の一部改正がありました

令和５年５月１２日、「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和５年国土交通省令第４３号）」及び「関連告示（令和５年国土交通省告示第５１３～５２４号）」が公布され、令和５年７月１日より、一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和に係る改正が施行されました。詳しくは下記神奈川県ホームページ（建設業許可関係のお知らせ）をご確認下さい。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/p18093.html

■経営事項審査（経審）の評価項目に一部変更がありました

建設業法施行規則の一部改正により、経営事項審査の技術職員有資格区分コードの追加と一部資格の業種拡大がありました。（ただし、業種拡大やコード追加は、令和５年７月１日以降に審査基準日を迎える申請が対象となります。）

詳しくは下記神奈川県ホームページ（経営事項審査（経営規模等評価・総合評定値請求））をご確認下さい。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/p870387.html

■令和５年秋の公開研修会を開催しました

令和５年１１月９日（木）に、令和５年秋の公開研修会を開催いたしました。
研修は二部構成とし、第一部として『建設関係業務と行政手続法について』と題し小出　秀人会員より講義を頂きました。続いて第二部として許可、経審に関するロールプレイングと題し、業務を実際に受任する際の注意事項やチェック項目等をより実践的に質問者（建設業者役）、回答者（行政書士）に分かれてやり取りし、参加者の気付きを別途質疑応答する形での講義を行いました。

本公開研修会には多くの会員・非会員が出席致しました。ご参加頂き誠にありがとうございました。

■令和５年度第３回定期研修会を開催しました

令和５年１２月１５日（金）に、令和５年度第３回定期研修会を開催いたしました。１時限目は『経営状況分析Ｙ　の解説』について大橋　真行会員より問題提起（当会の定期研修会の１限目は、会員が各テーマに沿った研究、及び発表をし、理解を深めています）を行い、２時限目は『許可・経審申請実務問題意見交換』を中心にした情報共有を中條　義人　幹事の進行で活発に情報交換を行い、３時限目は『建退共と中退共制度について』と題し小林　千恵美　副代表より講義を頂きま

した。
　また研修会後に望年会（当会では「１年を忘れるのではなく、来年の望みを語り合う会」として【望】年会と称しています）を開催し、研修会の振り返り、及び会員同士のさらなる懇親を深める貴重な時間を共有致しました。

■今後の活動予定

今後の当会の研修会等の予定は下記の通りです。公開研修会、基調講演会につきましては神奈川建行協の会員でない方でも参加可能です。別途本会ＨＰ等にて詳細のご案内をさせて頂きますので、是非ご出席下さい。また、入会をご希望の方を対象にした定期研修会へのゲスト参加も受け付けております

Ｒ６年２月 １７日（土）	第４回定期研修会 ・技術力Ｚとは ・建設キャリアアップシステム　概観	Ｒ６年６月 ２２日（土）	第６回定期研修会 ・社会性等Ｗ　その２ ・ＩＳＯ，エコアクションと総合評価について
Ｒ６年４月 ４日（木）	春の公開研修会（テーマ未定）	Ｒ６年７月 ５日（金）	令和６年度定時総会、基調講演会
Ｒ６年４月 ２０日（土）	第５回定期研修会 ・社会性等Ｗ　その１ ・技術者制度現場専任の捉え方　他		

■「神奈川建行協」とは？

　私たちは建設業関連業務を取り扱う神奈川県内の行政書士の有志の会で、現在の会員数は１００余名です。建設業者の皆様の業績向上に寄与すると共に、会員自身の事務所の売上・利益向上を目指し、研修、実践の業務を通じて得た情報を活発に交換する専門家集団です。定期研修会を偶数月に行うほか、会員外の方にもご参加頂ける公開研修会を年二回（春・秋）、基調講演会（夏の特別研修会）等の事業を行っております。また、建設業者の皆様の入札・契約の実務の具体的な支援・コンサルティングを行えるようになるべく、独自資格である「入札・契約実務支援マイスター」の認定制度を策定・啓蒙するなど、会員一同日々励んでおります。

神奈川建行協Webサイト

https://www.kanaken.info/

　当会への入会をご希望される方は、当会会員２名からの紹介を受けた上で入会の申込をして下さい。上記紹介を得られない場合は、当会にて開催している定期研修会（及び研修会後に開催される懇親会）にご出席頂き、当会役員及び他会員との面識を作った上でお申込み下さい。

《事務局》〒251-0001藤沢市西富487番地の7　行政書士黒河明広事務所内
kanaken_contact@googlegroups.com（駒井記）

● 任意団体勉強会のごあんない ●

「交通事故実務研究会」

「交通事故実務研究会第２３９回研修会」
１．日　　時　２０２４年２月３日（土）１４：３０～１７：００
２．会　　場　神奈川県行政書士会大会議室
３．科　　目　交通事故業務に関する諸問題
４．講　　師　行政書士　田後隆二（神奈川会）ほか
５．資 料 代　１，０００円
６．申 込 先　ホームページ　http://www.ryu2net.com/jikoken/　をご覧になり、メールでお申し込みください。
７．そ の 他　終了後、懇親会を予定（会費４，０００円程度、参加自由）

「交通事故実務研究会第２４０回研修会」
１．日　　時　２０２４年３月２日（土）１４：３０～１７：００
２．会　　場　神奈川県行政書士会大会議室
３．科　　目　交通事故業務に関する諸問題
４．講　　師　行政書士　田後隆二（神奈川会）ほか
５．資 料 代　１，０００円
６．申 込 先　ホームページ　http://www.ryu2net.com/jikoken/　をご覧になり、メールでお申し込みください。
７．そ の 他　終了後、懇親会を予定（会費４，０００円程度、参加自由）

「交通事故実務研究会第２４１回研修会」
１．日　　時　２０２４年４月６日（土）１４：３０～１７：００（予定）
２．会　　場　神奈川県行政書士会大会議室
３．科　　目　交通事故業務に関する諸問題
４．講　　師　行政書士　田後隆二（神奈川会）ほか
５．資 料 代　１，０００円
６．申 込 先　ホームページ　http://www.ryu2net.com/jikoken/　をご覧になり、メールでお申し込みください。
７．そ の 他　終了後、懇親会を予定（会費４，０００円程度、参加自由）

「交通事故実務研究会第２４２回研修会」
１．日　　時　２０２４年５月１１日（土）１４：３０～１７：００（予定）
２．会　　場　神奈川県行政書士会大会議室
３．科　　目　交通事故業務に関する諸問題
４．講　　師　行政書士　田後隆二（神奈川会）ほか
５．資 料 代　１，０００円
６．申 込 先　ホームページ　http://www.ryu2net.com/jikoken/　をご覧になり、メールでお申し込みください。
７．そ の 他　終了後、懇親会を予定（会費４，０００円程度、参加自由）

「交通事故実務研究会第２４３回研修会」
１．日　　時　２０２４年６月１５日（土）１３：００～１６日（日）１１：００
２．会　　場　ニューウェルシティ湯河原
３．科　　目　交通事故業務に関する諸問題（未定）
４．講　　師　行政書士　田後隆二（神奈川会）ほか（未定）
５．参 加 費　２０，０００円（１泊２食宿泊費・懇親会費含む）（予定）
６．申 込 先　ホームページ　http://www.ryu2net.com/jikoken/　をご覧になり、ＦＡＸ等でお申し込みください。
７．そ の 他　研修のみの参加は、メールでご相談ください。

● 任意団体勉強会のごあんない ●

「もんじゅの会」

もんじゅの会は神奈川県行政書士会の有志によって創設された行政書士による行政書士のための勉強会です。
単に業務知識の取得だけではなく、新規業務の開拓、共同事業等の実践を通じ行政書士としての実力を向上させ事務所経営の安定化を目指します。

「もんじゅの会　令和６年２月勉強会」
１．日　　時　令和６年２月２０日（火）１５：３０～
２．会　　場　オンライン開催
３．科　　目　実力アップセミナー
４．講　　師　浅川真一（磯子・金沢支部）
５．会　　費　２，２００円
６．詳　　細　https://info.ggn2019.com/monjyu　に後日掲載
７．連 絡 先　もんじゅの会事務局
E-mail　info@ggn2019.com

「もんじゅの会　令和６年４月勉強会」
１．日　　時　令和６年４月１８日（木）１５：３０～
２．会　　場　オンライン開催
３．科　　目　実力アップセミナー
４．講　　師　浅川真一（磯子・金沢支部）
５．会　　費　２，２００円
６．詳　　細　https://info.ggn2019.com/monjyu　に後日掲載
７．連 絡 先　もんじゅの会事務局
E-mail　info@ggn2019.com

「もんじゅの会　令和６年６月勉強会」
１．日　　時　令和６年６月１８日（火）１５：３０～
２．会　　場　オンライン開催
３．科　　目　実力アップセミナー
４．講　　師　浅川真一（磯子・金沢支部）
５．会　　費　２，２００円
６．詳　　細　https://info.ggn2019.com/monjyu　に後日掲載
７．連 絡 先　もんじゅの会事務局
E-mail　info@ggn2019.com

～お願い～
＊研修会の「科目」についてはタイトルのみの掲載となっています。
字数は、一研修会につき、２００字以内で、超過しないようお願いいたします。

● 任意団体勉強会のごあんない ●

長谷川幸子の行政書士塾　第１回勉強会開催のご報告と、第２回勉強会のご案内

いつもありがとうございます。

町の法律家・行政書士。行政書士の業務分野は多岐に渡り、活躍できる場面は数多く存在します。

座学で知識を詰め込むだけではなく、実際に様々な場面に触れる「フィールドワーク」を併せて行うことで、「行政書士の仕事」を体感し「行政書士の可能性」を実感する新しい勉強会「長谷川幸子の行政書士塾」をこの度、立ち上げました。楽しく、風通し良く、「行政書士」を考える勉強会として活動してまいります。

▼第１回勉強会「スポーツ法務のリアル」開催報告

去る令和５年１１月２５日、第１回勉強会「スポーツ法務のリアル」を開催しました。

行政書士は依頼に基づいて、契約書などの権利義務に関する書類を作成することができます。また契約書や社内外の規程文書作成など、中小企業、各種団体の法務支援を行うことができます。「行政書士ができること」を複合的に活用することで、行政書士の活動の可能性が拡がる分野が「スポーツ法務」の世界です。

今回はまず第１部として、弁護士の須田友之先生（LM 総合法律事務所）より、スポーツ法務の実務についてお話頂きました。

研修会後第２部として、横浜市中区を本拠地として活動しているプロバスケットボールチーム「横浜エクセレンス」の公式戦を観戦。試合前にはチーム関係者のご案内で、貴賓室など普段は入れない施設を見学させて頂きました。

▼第２回勉強会のご案内

第２回勉強会「行政書士と憲法」（仮題）

１．日 時 令和６年２月８日（木）

第１部 国会見学 （集合：午前１０時４５分／衆議院第二議員会館 １階ロビー）

～昼食（国会内もしくは議員会館内の食堂）～

第２部 勉強会「行政書士と憲法」

講師 弁護士 伊藤真 先生

（伊藤塾塾長／法学館憲法研究所所長／日弁連憲法問題対策本部副本部長）

第２部から参加の方の集合時間：午後１２時４５分／衆議院第二議員会館 １階ロビー

勉強会：午後１時００分～午後２時３０分

申し込み等、勉強会の詳細については、「長谷川幸子の行政書士塾」ホームページをご覧ください。

HP: https://hasegawa2021kanaga.wixsite.com/main

尚、都合により、内容、日程が変更になる場合があります。

ようこそ新人さん

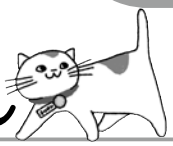

当コーナーでは、この1～3ヶ月に入会された新人会員のご紹介をしています。

①入会日 ②事務所名 ③事務所所在地 ④電話 ⑤ファクス ⑥電子メール ⑦年齢 ⑧血液型＆星座 ⑨ホームページ
⑩兼業 ⑪力をいれていきたい業務 ⑫好きな食べ物（飲み物）⑬お気に入りのリフレッシュ法 ⑭一言！（自己PR）

西山優一郎（にしやまゆういちろう）さん

① 令和5年8月1日
② 行政書士法人ドットプロ
③ 川崎市中原区木月住吉町18-16
カーサエスペランサ101
④ 044-948-6500
⑥ nisiyama.cta@gmail.com

渡辺　健二（わたなべ　けんじ）さん

① 令和5年8月15日
③ 横浜市神奈川区鶴屋町2-20-3
第5安田ビル3F
④ 045-410-0850
⑤ 045-548-6845

石原　敦史（いしはら　あつし）さん

① 令和5年10月2日
② 石原敦史行政書士事務所
③ 横浜市港北区樽町二丁目4番1号 シェ･モア202
④ 045-642-8046
⑤ 045-642-8046
⑥ office.ishihara.a8046@gmail.com
⑦ 40才
⑧ A型、おうし座
⑨ https://office-ishihara.com
⑩ ドローンスクール講師
⑪ ドローンに関する許可市根井･遺言相続関係
⑫ ビール
⑬ お酒をのみながら、動画を視聴すること。
⑭ 一日でも早く皆様から頼っていただける行政書士を目指します。

榊原　久哲（さかきばら　ひさあき）さん

① 令和5年10月2日
② ノラネコ行政書士事務所
③ 横浜市港南区大久保一丁目20番2号
④ 090-7205-9746
⑦ 57才
⑧ O型、かに座
⑭ 業務は責任を持ってやり遂げます。

桑原　純子（くわはら　じゅんこ）さん

① 令和5年10月2日
② はな行政書士事務所
③ 横浜市都筑区池辺町4035-13
パークシティララ1228
④ 090-3553-5982
⑤ 050-3588-2557
⑥ kuwahara@hana-yokohama.com
⑧ O型、おうし座
⑬ ドライブ
⑭ 内向的から外交的になりたいです。

柴田　直彦（しばた　なおひこ）さん

① 令和5年10月2日
② 行政書士ストック法務事務所
③ 川崎市川崎区東田町8番地
パレール川崎レッド館ビズコンフォート
3F-11号室
④ 090-4204-1754
⑤ 050-3145-8077
⑥ azelea2023@outlook.jp
⑦ 60才
⑧ B型、かに座
⑨ https://stock-office.net/
⑫ ホッピー
⑭ 神奈川の高校野球を応援してます！

このコーナーは、新入会員説明会への参加者のうち、掲載を希望された方をご紹介しております。入会が一年未満で掲載ご希望の方は、①～⑭まで（すべてお答えいただかなくても結構です。）ご記入の上 gyosei@kana-gyosei.or.jp 宛にお送り下さい。

窪田（くぼた）　秀之（ひでゆき）さん

① 令和5年10月2日
② つづき行政書士事務所
③ 横浜市都筑区中川中央一丁目39番7号
マイキャッスルセンター北Ⅱ　105号
④ 045-913-6330
⑤ 045-913-6350
⑥ tsuzuki-shihou@tuba.ocn.ne.jp
⑧ AB型、うお座
⑨ https://tsuzuki-shihou.sakura.ne.jp/
⑩ 司法書士
⑫ コーラ

須藤（すどう）　基史（もとし）さん

① 令和5年10月2日
② 須藤基史行政書士事務所
③ 相模原市南区相模台2-17-13
④ 042-744-2092
⑤ 042-746-3930

留目（とどめ）　津（しん）さん

① 令和5年10月1日
② アミエル行政書士事務所
③ 横浜市神奈川区鶴屋町2丁目21番8
第一安田ビル6階
④ 045-594-7385
⑤ 045-594-7386
⑧ A型、しし座
⑩ 税理士
⑪ 相続手続・遺言・成年後見
⑭ 相続手続をメインに業務を行っています。
皆様よろしくお願いいたします。

吉田（よしだ）　剛（つよし）さん

① 令和5年10月15日
② ＫＡＩ行政書士事務所
③ 横浜市南区中里3丁目12番14号
⑥ azusa_go@jcom.home.ne.jp
⑧ ふたご座
⑫ カレーマドレーヌ、ラムボール

神谷（かみや）　一成（かずしげ）さん

① 令和5年10月15日
② 神奈川新町行政書士事務所
③ 横浜市神奈川区浦島町359-1-1105
④ 090-2673-8229
⑥ kanagawachimmachi.
gyoseishoshi@gmail.com

川口（かわぐち）いずみさん

① 令和5年10月15日
② リーガルアンドライフ行政書士事務所
③ 厚木市寿町三丁目6番4号
④ 046-223-3311
⑪ 相続、国際業務
⑫ タイ料理
⑬ 旅行
⑭ 一つ一つ誠実に対応して参りたいと思います。
宜しくお願い致します。

作本（さくもと）　恵美（えみ）さん

① 令和5年10月15日
② 作本恵美行政書士事務所
③ 平塚市代官町9番26号
M・宮代会館3F
④ 0463-23-7680
⑩ 税理士

松澤（まつざわ）　肖（あや）さん

① 令和5年10月15日
② 行政書士事務所　アルトピアーノ
③ 川崎市多摩区生田8丁目11番9号
④ 044-381-5928
⑤ 044-381-5928
⑥ matsuzawa@altopiano-asoffice.net

嶋村　恵さん（しまむら　めぐみ）

① 令和5年10月15日
② 嶋村行政書士事務所
③ 横浜市磯子区森1-15-1
第一磯子ハイツ515
④ 045-353-5772
⑥ shimamura.zeirisi@gmail.com
⑭ よろしくお願い致します。

浜辺　晴彦さん（はまべ　はるひこ）

① 令和5年10月15日
② はまべ行政書士事務所
③ 横浜市中区元町四丁目168番地
BIZcomfort元町ビル
④ 045-306-9912
⑥ sunnybeach@hamabegsj.com

伊藤　純子さん（いとう　じゅんこ）

① 令和5年10月15日
② 行政書士伊藤純子事務所
③ 平塚市虹ヶ浜1-24
④ 070-4124-0080
⑩ CFP　ファイナンシャルプランナー
1級技能士

池谷　勝則さん（いけや　かつのり）

① 令和5年10月15日
② 池谷行政書士事務所
③ 足柄上郡開成町吉田島239番地2
④ 0465-84-0008
⑤ 0465-84-0008
⑥ tm040329-1929@tbz.t-com.ne.jp

小嶋　康寛さん（こじま　やすひろ）

① 令和5年10月15日
② 小嶋行政書士事務所
③ 小田原市荻窪445
④ 0465-66-4567

月崎亜由美さん（つきざき　あゆみ）

① 令和5年11月1日
② 月乃行政書士事務所
③ 厚木市寿町2-1-18
ビズコンフォート本厚木7号室
④ 046-204-9296
⑥ ayumi@tsukino-office.com

黒須　正明さん（くろす　まさあき）

① 令和5年11月1日
② 黒須行政書士事務所
③ 横浜市旭区中尾1丁目40番18号
④ 080-2591-7560
⑥ kurosuma58@gmail.com
⑪ 障がい者・高齢者の方の成年後見・相談
⑬ スポーツ（筋トレ、ヨガ、登山）

髙橋　伸直さん（たかはし　のぶなお）

① 令和5年11月1日
② 行政書士法人ＯＲＣＡ　湘南オフィス
③ 藤沢市朝日町9番地8
④ 0466-54-8852
⑤ 0466-54-8864
⑥ nobunao-takahashi@samurai-kurashiki.com
⑧ O型、かに座

土川（つちかわ）　順造（じゅんぞう）さん

① 令和5年11月1日
② 行政書士　土川事務所
③ 横浜市西区宮ヶ谷58-3
三ツ沢パークハウス208
④ 045-316-8673
⑤ 045-316-8673
⑥ tsuchikawa.junzou@wine.plala.or.jp
⑧ かに座
⑪ 民事法務
⑬ 散歩

西垣（にしがき）　仁（ひとし）さん

① 令和5年11月1日
② 行政書士西垣コンサルティングオフィス
③ 大和市鶴間1-29-16
④ 046-293-0799
⑥ hitoshi.nishigaki923@gmail.com
⑦ 60才
⑩ 中小企業診断士
⑪ 国際業務、入管業務

山際（やまぎわ）　まゆさん

① 令和5年11月15日
② やまぎわ行政書士事務所
③ 川崎市高津区二子6丁目13番10-510号
④ 044-400-0422
⑥ yamagiwa.gyosei@gmail.com
⑧ B型、ふたご座
⑭ 未熟者ではございますが、ご指導
ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

河原（かわはら）　真弓（まゆみ）さん

① 令和5年11月15日
② 河原行政書士事務所
③ 横浜市保土ヶ谷区権太坂3-24-2
④ 090-8059-1114
⑥ m.kawahara.info@gmail.com
⑦ 38才
⑧ A型、さそり座
⑪ 成年後見、許認可業務
⑫ シーザーサラダ、枝豆
⑬ ジム通い、犬の散歩
⑭ ご指導ご鞭撻の程宜しくお願い致します。

新井（あらい）　俊顕（としあき）さん

② 行政書士　山手法務事務所
③ 横浜市中区矢口台99番地
④ 080-6598-6051
⑥ corleone.triton@y8.dion.ne.jp
⑧ B型、おひつじ座
⑪ 金融・証券、外国人サポート、風俗・飲食
⑫ くじらの竜田揚げ、ウイスキー
⑬ 畑仕事
⑭ English available

会員の動き

（令和５年１１月３０日現在）

１　会員数

３２５５名

２　異動状況

令和５年１０月１日から令和５年１１月３０日まで

（１）入会　　２８名

（２）退会　　１５名

３　退会者

令和５年１０月１日から令和５年１１月３０日まで

川崎北	支部	佐野　幸志
鶴見・神港	支部	山﨑　雅史
横浜中央	支部	橋本　政芳
磯子・金沢	支部	三船　美枝子
戸塚	支部	竹原　英樹
鎌倉	支部	石井　伸雄
横須賀・三浦	支部	髙樋　恭平
湘南	支部	中島　淳
相模原	支部	杉本　久光
相模原	支部	角田　幸一
厚木	支部	中川　博進
厚木	支部	菅野　あかね
平塚	支部	深堀　恭信
海老名・座間	支部	新地　邦武

訃報

川崎北	支部	安藤　亜矢

４　入会者

（１）令和５年１０月１日入会

鶴見・神港	支部	留目　津

（２）令和５年１０月２日入会

川崎南	支部	柴田　直彦
鶴見・神港	支部	石原　敦史
緑	支部	桑原　純子
緑	支部	窪田　秀之
南・港南	支部	榊原　久哲
相模原	支部	須藤　基史

（３）令和５年１０月１５日入会

川崎北	支部	松澤　肖
鶴見・神港	支部	神谷　一成
横浜中央	支部	浜辺　晴彦
南・港南	支部	吉田　剛
磯子・金沢	支部	嶋村　恵
厚木	支部	川口　いずみ
平塚	支部	作本　恵美
平塚	支部	伊藤　純子
小田原	支部	池谷　勝則
小田原	支部	小嶋　康寛

（４）令和５年１１月１日入会

横浜中央	支部	土川　順造
旭	支部	黒須　正明
湘南	支部	髙橋　伸直
厚木	支部	月崎　亜由美
小田原	支部	日置　孝徳
大和・綾瀬	支部	西垣　仁

（５）令和５年１１月１５日入会

川崎北	支部	山際　まゆ
鶴見・神港	支部	大山　慶太
横浜中央	支部	河原　真弓
横浜中央	支部	新井　俊顕
横浜中央	支部	荒井　健

事務局日誌

令和５年１０月

日	曜	行　　事
1	日	
2	月	建設環境部会
3	火	
4	水	経理部会
5	木	
6	金	法規監察部会､申請取次行政書士管理委員会、選挙管理委員会、監察連絡員会議
7	土	
8	日	
9	月	スポーツの日
10	火	正副会長会・部長会、苦情処理委員会
11	水	デジタル化推進 WG 会議
12	木	支部長会
13	金	行政書士フェスタ
14	土	行政書士フェスタ
15	日	
16	月	特定行政書士検討 WG 会議、職務上請求書確認作業
17	火	行政書士試験第１回本部員会議、綱紀委員会
18	水	国際部会
19	木	
20	金	総務部会、研修部会、研修部研修会、選挙制度改正 WG 会議
21	土	
22	日	特定行政書士考査
23	月	相談部会
24	火	正副会長会・理事会、ＡＤＲ運営委員会、苦情処理委員会
25	水	企画部会、民事法務部会
26	木	建設環境部研修会
27	金	空家対策 WG 会議
28	土	
29	日	
30	月	登録証交付式、広報部会、業務推進本部会議、職務上請求書確認作業
31	火	行政書士試験第２回本部員会議

令和５年１１月

日	曜	行　　事
1	水	一般倫理研修会
2	木	運輸警察部研修会、広報部校正作業
3	金	文化の日
4	土	
5	日	
6	月	申請取次行政書士管理委員会
7	火	行政書士試験説明会
8	水	法規監察部会、広報部校正作業
9	木	名誉会長・相談役会、運輸警察部会
10	金	正副会長会・部長会、広報部校正作業
11	土	
12	日	行政書士試験
13	月	中間監査、研修部会
14	火	相談部会、建設環境部会、苦情処理委員会、選挙制度改正 WG 会議
15	水	企画部会
16	木	新入会員研修、職務上請求書確認作業
17	金	新入会員研修
18	土	
19	日	
20	月	新入会員研修
21	火	新入会員研修、綱紀委員会
22	水	新入会員研修
23	木	勤労感謝の日
24	金	正副会長会・理事会
25	土	登録入会説明会
26	日	
27	月	国際部会
28	火	登録証交付式、広報部会、苦情処理委員会、業務推進本部会議
29	水	職務上請求書確認作業
30	木	国際部研修会

メ　モ

▶▶▶第３・４木曜日　午前11時２０分　ごろから「Lovely Day ♡」で放送

絶賛放送中！

Fm yokohama 84.7 Lovely Day♡

にゃんとも頼れる！　行政書士

1月18日　「行政書士記念日について」　田後隆二　会長
1月25日　「行政書士記念日の事業について」　蒲谷　渉　研修部長
2月15日・22日　「ADRについて」　幸松裕子　ADRセンター神奈川運営委員

毎月第３・４木曜日頼れる街の法律家である行政書士が、Ｆｍ　ｙｏｋｏｈａｍａ　８４．７におじゃまして、暮らしと事業に役立つ情報をお伝えする「にゃんとも頼れる！　行政書士」。

１１月１６日・２３日の放送では「外国人の雇用について」というテーマで、今村正典国際部員よりお話頂きました。業歴２０年を超えるベテランの今村先生より、在留資格についてわかりやすく説明して頂き、外国人の方が日本で働くためにはどうしたら良いかお話いただきました。

年内最後の放送となった、１２月２１日・２８日の放送では、「個人情報保護について」　友本晃二民事法務部員よりお話頂きました。最近ニュースでも「個人情報の漏洩」について耳にするなど、企業活動においても個人情報の取り扱いは重要になってきています。放送では個人情報取り扱いの上で気をつけなくてはいけないことなど、わかりやすくお話頂きました。

さて、今後の放送予定ですが、新年最初の放送となる１月の放送では、２月に控える「行政書士記念日」について、１月１８日の放送では田後隆二会長より、１月２５日の放送では蒲谷渉研修部長よりお話頂きます。２月の放送では、ＡＤＲセンター神奈川の活動について、幸松裕子ＡＤＲセンター神奈川運営委員よりお話頂きます。ぜひ皆様、放送をお楽しみに。

（放送日、放送内容、出演予定者は、本稿締め切り日時点での情報です。都合により変更となる場合もございます。）

写真左：11月放送分収録の様子。今村正典国際部員とコーナーDJの近藤さや香さん。
写真右：12月放送分収録の様子。友本晃二民事法務部員。

会報原稿の受付について

会報原稿の締め切りについて

第285号　令和6年2月15日（令和6年3月末発行予定）

会報の原稿等は電子データでメールにてお送りください。

原稿→ワード、シンプルテキスト　など　　**写真**→JPEGファイル

※入稿もれを防ぐため、入稿時のメール件名は「【会報入稿】本文タイトル～」としてください。

※入稿データのタイトルは、本文のタイトルをそのまま引用してください。

例）本文のタイトルが「第○回　○○支部研修会の開催について」となっている入稿データは、データのタイトルも「第○回　○○支部研修会の開催について」とする（「○○支部原稿」等としない）

※校正ミス等を防ぐため、上記締切日以後の入稿は受け付けておりません。あらかじめご了承ください。

※支部便り・外部団体・勉強会等の紙面は、最大1ページ以内（写真含む）です。

→Word文書のデフォルト設定（標準の余白・文字サイズ10.5ポイント）で1ページ以内が目安となります。

※入稿後の「原稿の差し替え」は承れません。内容変更が生じた場合は、校正の際に赤字修正をお願い致します。

電子メールの送信先：gyosei@kana-gyosei.or.jp（本会事務局）

電子メールで原稿を送信された方は、数日中に返信メールがあります。返信が無い時は、必ず事務局までご連絡頂きますようお願いいたします。

編集後記

昨年は部長を拝命したことで、様々な交流の場に顔を出す機会が増えました。新しい方々との出会いにより、気づきを得ることが多く充実した年となりました。また、宴席の場も多く、個人的には大変楽しい時間を過ごさせていただきました。いろんな意味で成長した１年でした（笑）

２０２４年は辰年。辰年のキーワードは変革、転機だそうです。変革とは言えませんが、次号２８５号から新たな試みが始まりますのでお楽しみにしてくださいませ！本年もどうぞよろしくお願いいたします。（齋藤）

「２０２４年問題」というドライバー不足は、物流問題だけにとどまらず、タクシーが手配できない困難さを誰しも感じていることと思う。「超時間労働や人材不足は働き方改革関連法連」の本年4月施行に伴い、建設業界、医療業界もこれらは避けがたい難問としてある。

更に、来年は「２０２５年問題」として団塊の世代すべてが後期高齢者になることから、社会保障費の増大や生産人口の減少など社会に与える影響は極めて多大と言われている。若返り、若者の登用といったきれいごとを語るだけでは何の解決にならないことを本会も含めて自覚する必要があるかもしれない。反逆は意外なところから起きるものだ。（荒木）

大学生だった２５年前、小劇場演劇ブームがあった。キャラメルボックス、劇団☆新感線、エルカンパニー……そしてシリアスコメディを得意にしていたナイロン100℃。良く見に行ったなぁと。時が流れて最近、それらの劇団の脚本を、若い演出家、役者たちが再演しているのがなんか嬉しい。年末、上野までイノセントギアカンパニーという劇団の芝居を見に行きました。演じていたのはナイロン100℃の「わが闇」。KERAのちょっと難しい脚本を、新進気鋭の演出家、役者たちが演じていて、しかも独自の解釈も加えておりかなり感激して見てきました。特に感激したのは推しているアイドル播磨かなが出演しており……以下略（那住）

また新しい一年が始まりました。２０２４年上半期目標は「遊び心を取り入れる」ことをテーマにしようとおもいます。面倒なこと、キツイことの中にも楽しみを見つけることを大切に、引き続き筋トレにも励みたいとおもいます。本年も宜しくお願いいたします。（星野）

新年あけましておめでとうございます。２０２３年は広報部に所属したことで様々な広報活動に携わらせていただき、たくさんの学びを得ることができました。

２０２４年は新しい試みにもどんどんチャレンジし、行政書士のさらなる周知と会員皆様のご発展のため邁進したいと思います。本年もよろしくお願い申し上げます。（黒田）

これが発行される頃は、うちの息子は受験期真っ只中です(;’∀’)親と子は別の人間…子供にしてあげられる事がないなぁと自分の無力さを痛感します。自分の人生を歩き始めている息子を、母親としてオロオロせずどっしり構えて見守らないといけないですよね。２月７日に成年年齢となる息子にいい春が訪れるよう、今冬だけは善行を心掛けます♪（ずっとそうしろっ（笑））（相賀）

この編集後記は３号に渡り不思議な経験として、今号が結びとなるよう構成しました。しかし、記録していたページをスマホの機種変更により紛失してしまい前号、前々号を読み返しても記憶が戻らず（何なら前号で完結でも良いと思える始末）楽しみされていた方がおいでてしたら、誠に恐れ入りますが未完とさせていただきます。しかし、何を書いていたのか、、笑。LINEのトークに「雑記ちゃん」という自分の覚え書きとしている場所があるのですが、そこがうまく繋がらずソックリ無くなっていました。半年以上前のデータだったので、仕方ないでしょうか。（証拠とするやり取りは、プリントしていますのでご安心ください。）（森）

行政書士かながわ
第284号
令和6年1月31日発行

発　行　人／田後隆二
広　報　部／齋藤雄一（部長）、荒木克成（副部長）、那住史郎（副部長）、星野涼子（部員）、黒田美菜子（部員）、相賀真理子（部員）、森由香子（部員）
政連だより責任者／広報委員長　我妻敦
かなさぽ便り責任者／広報委員長　西脇裕子
今月の表紙／写真大：横浜ベイブリッジ、写真小：丹沢湖
発　行　所／神奈川県行政書士会
〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F TEL.045-641-0739 FAX.045-664-5027
印　刷　所／港北メディアサービス株式会社 TEL.03-5466-2201 FAX.03-5466-2235

主催:神奈川県行政書士会 後援:神奈川県、横浜市市民局、tvk、FMヨコハマ

行政書士記念日市民公開講座

笑って学ぶSDGs

たかまつ なな氏

株式会社笑下村塾 代表取締役、時事YouTuber

1993年神奈川県横浜市生まれ。
大学時代に、フェリス女学院出身のお嬢様芸人としてデビュー。
現在、YouTuberとして活躍しながら「笑える!政治教育ショー」や
「笑って学ぶSDGs」など出張授業を届けている。

ねづっちさん

1997年、芸人デビュー。
「ととのいました!」の掛け声と当意即妙な
「なぞかけ」でおなじみ!
テレビ、ラジオ、寄席、ライブ、YouTuberなど
幅広いジャンルで精力的に活躍中!

2024年2月23日 金祝

14:30〜16:00(開場14:00)

先着200名様

無料ご招待

県民共済 みらいホール

横浜市中区桜木町1-1-8-2 県民共済プラザビル1F

電車
JR根岸線「桜木町」駅下車徒歩約3分
横浜市営地下鉄「桜木町」駅下車徒歩約7分
みなとみらい線「みなとみらい」駅下車徒歩約10分

応募方法

2024年1月11日(木)より
神奈川県行政書士会のホームページからご応募ください。
※予定数に達し次第、受付を終了いたします。

ご応募はこちらから

神奈川県行政書士会
横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F
TEL.045-641-0739(平日/9:00〜17:00)

※応募の際にお送りいただいた個人情報は、本イベントの参加可否確認以外の目的では一切使用いたしません。※当日、会場内で写真を撮影しますが、その写真は神奈川県行政書士会及び、笑下村塾のHP、関係各所への報告資料等に掲載し、それ以外の目的では一切使用いたしません。